# 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)(第一条関係)商標法等の一部を改正する法律案新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 商標登録及び商標登録出願 (第三条・第十三条)	第二章 商標登録及び商標登録出願 (第三条・第十三条)
第三章 審査(第十四条・第十七条の二)	第三章 審査(第十四条・第十七条の二)
第四章 商標権	第四章 商標権
第一節 商標権(第十八条・第三十五条)	第一節 商標権(第十八条・第三十五条)
第二節 権利侵害 (第三十六条・第三十九条)	第二節 権利侵害 (第三十六条 第三十九条)
第三節 登録料(第四十条・第四十三条)	第三節 登録料(第四十条・第四十三条)
第四章の二 登録異議の申立て(第四十三条の二・第四十三条	
の十四)	
第五章 審判(第四十四条・第五十六条の二)	第五章 審判(第四十四条・第五十六条の二)
第六章 再審及び訴訟(第五十七条・第六十三条の二)	第六章 再審及び訴訟(第五十七条・第六十三条の二)
第七章 防護標章(第六十四条・第六十八条)	第七章 防護標章(第六十四条・第六十八条)
第八章 雑則(第六十八条の二・第七十七条の二)	第八章 雑則(第六十八条の二・第七十七条の二)
第九章 罰則(第七十八条・第八十五条)	第九章 罰則(第七十八条・第八十五条)
	附則

第 二 5 第 4 Ξ 下 体的 できる。 について 品 ま のとする。 しくは役務に 밂 定定 商 れることが 若しくは が この法律に て 品 含ま 第二項 につい 標章」 2義等) 項にお 使用を 形状若しくはこれらの結合又はこれらと 標 業とし 業として商品 ٦ 登 自 己 の は 録 れ いて、 ح る 商品の 及 す の の τ τ 法 ある るも 要件) ことが 関する広告を標章の形状とすることが含まれるも び ١J お 使 律で「 業 役 次 用 う。 に 第 務 務 L١ 包装、 て、 掲 に ŧ 商品その他の物に標章を付することには、 Ξ の を を を げ 係 あ の 項 提 す 生 商 کی کا 供し、 一産し、 標」 略) る るものとする。 前号に るもの であつて、 る 商品に 役 務 商 標 商品又は役務に とは、 役務に 又 は 掲げ 類似する 証 の提供の用に供する物又は商品 を 明し、 除 次に掲 文 字、 るもの き、 証明する 類 又 は 似 も 商 つい を 図形 標 す の げ 除く。 るもの 譲 登 の 者 る l がそ て 使 色彩との 録 も 範 渡する を の 井 記号若しく 受 用 の を の に 者が け を は 役 l١ 範 する う。 結合 ること 囲 役 務 そ につ 務 に は 立 商 の は が が 以 標 商 含 ١J 商 4 第 第 二条 につ Ξ できる。 < 品 ١J ま 定 う。 は 商 れ この 条 が τ 品 業とし ١J 標 含 ることが 第 使 に こ 義 業として つい この 等) 自己 用 を す れらの結合又はこれ 登 法 二項及び て まれることが は、 律に であつて、 録 法律 て 使 τ の の る 商 業 要 あ お 役 次 第三 でっ に 務に係 件 るものと も 務 用 品 ١J を 提 を生 て、 をする 掲 の 項 げ 商 ある 前号 次 標し る 商 略 供 産 に る ŕ Ų も ŕ も 掲 商 商 品 とは、 ら と の げ に に の 品又は役務 標 とす 役 類似 る を 掲 又 証 は 除 務 げ 明 も 色 文字、 る ŕ す る 証 の 彩との結合 き に る も を 類 明 につい ŧ 似 のを除 する 者 又は譲 ١J 商 う。 図 形 す の 標 登 る の τ が 渡 若しくは記号 録 も ) 以 範 使 そ す 囲 を の 下 用 . る の 受 の に け を 役 者 範 は 標 る 囲 役 務 が す 章 ことが る 務 に そ に 若し 商標 が つ の は

含

商

ع

い

商

第 \_ 四 四 商 六 Ξ 五  $\overline{\phantom{a}}$ 標 商 似 条 商 標 る は 提 は 示 第二項 そ す パ の 玉 登 標 品 前 極 章 ぁ 標 提 供 使 そ そ 又は IJ 旗、 る 商 録 次 登 各 め の IJ 章 供 の 用 形 の の の 条 を に 録 号 標 て み ıŠ١ の の 用 の 状 商 商 商 約 受 掲 略 役 か 菊 を に 簡 れ み 方 に 方 品 章 品 品 け げ 務 単 か 供 法 包 又 花 受 掲 5 た 法 の 又 の 干 る こ け は 紋 る で げ で、 な 氏 5 若 す 若 装 産 は み 九 章 商 る あ る る 又 な U る U の 地 役 か 役 < 百 لح 標 る も か 商 は る < 物 形 務 5 務 こ 年十二月十 勲 が に ع ことを認 く 名 は 状 な の 商 販 に の は でき っい が 標 時 称 を含む。 普 章、 の 時 効 売 つ る 期 能 で あ l١ 通 ほ を 期 地 商 又は か、 褒 な τ き IJ て 標 名 普 を は、 章 しし な 識 品 ıŠ١ 通 普 用 慣 称 需要 四 又 **質**、 l١ す に 通 途、 そ 用 を れ るこ 日にブラッ は に の さ た 用 普 前 商 外 条 標 者 標 L١ 用 数 役 価 原 れ 通 ۲ が 玉 の 章 5 い 量 務 格 材 て に 規 が 若 料 用 の 何 の れ 5 の 11 国 定 で 人 み る れ 態 提 U る しし セ 旗 に き か か 方 る 樣 供 < 効 商 5 ح か な 方 の は ル の 5 法 能 標 れ で、 か 業 な で 法 価 場 生 る 同 ١١ 所、 務 で 格 方 表 産 用 わ る 商 千 若 又 若 5 に 表 途、 法 商 示 ず、 質 、 は 九 係 標 す 示 U U で < < 数 百 類 る る す 表 第 = 四 四 商 六 五 Ξ 商 似 標 条 標 期 能 期 商 示 第二項 パ の 国 登 標 品 極 章 を 又 そ そ す そ 前 あ 旗、 IJ は の 商 録 次 登 又 各 め の IJ 普 用 形 の る の は 号 状、 条 に そ を 録 て み ıŠ١ 通 途 商 商 標 商 受 役 約 菊 掲 を 略 に 簡 か n に の 品 品 章 品 花 け げ 受 務 掲 単 用 数 役 又 又 5 た 価 の の 干 で、 紋 る け で げ な 氏 務 格 産 は は る しし 量 み ر ح 章、 る 又 若 地 役 九 商 ること あ る 5 の 役 か は ること 百 標 も か 商 れ 態 提 し 務 5 務 年 勲 が に の く 名 る 樣、 供 < 販 な に の 章、 が 方 の は で つ の 称 売 つ 普 る 地、 き l١ を 生 で ぁ を 法 価 場 ١١ 通 ほ 商 月 十 格若 認 所、 か、 産 名 褒 な τ き 1) 普 で て 標 章 l١ は な 識 ıŠ١ 通 表 若 品 慣 称 質 兀 又 す 需 U U 用 l١ れ に 示 質 を ることが 要 < < 日 は 前 商 た 用 す さ 普 にブラッ 標 者 る は 提 は 原 通 外 条 標 L١ れ 標 提 玉 が 供 使 の 章 5 材 て に 供 料 の 規 何 の れ 章 の 用 l١ 用 で 国 定 る の の 用 の しし 人 み る きな セ か 方 方 に 効 旗 に か み 方 商 5 ル 法 供 法 の 5 法 か 能 標 れ لح か で、 若 か l١ 業 な で 5 す 若 る 同 わ な U る U 務 る 表 用 方 商 千 < < 又 物 途、 法 5 に 商 示 る 九 す で は 係 標 商 は は 表 百 る 数

る

標 時 効 時

類

関 玉 す 五 に + の ഗ る 几 ı 千 通 加 玉 **ഗ** 日 八 盟 八 に 年 グ 商 の 同 六 盟 月 国 百 ス + で、 産 紋 又 章 国 1 業 八 月 . 十 三 ッ は 千 大 そ 日  $\mp$ 世界 臣 商 の ク 九 に が 標 他 年 朩 百 ワ 指 貿 Ξ ル 日 三 十 シ 法 の ント 易 月二十 ムで改 に 定 条 記 す 機 ij 四年六月二日 約 章 スボ ンで、 る 関 の  $\overline{\phantom{a}}$ も パ の 日 正 締 され の 約 IJ 加 の ン で ع 条 盟 パ 千 玉 同 の 約 国 IJ た 及 九 又 I び 玉 の 条 に 百 は 業 又 同 約 干 旗 盟 ン + は を 商 を 所 九 標 ド 類 玉 l١ 有 百 五 除 **<** 法 う。 権 六 年 似 ン で、 世 + + 条 の **ത** 界貿易 約 以 七 保 商 干 で 月 の 護 年 下 あ 締 同 に 七 九 六 機 つ 約 じ 関 月 日

Ξ 大 玉 臣 際 が 連 指 合 定 そ す の る 他 も の 玉 の ح 際 同 機 関 又 を は 表 類 示 似 す の る 標 商 章 で あ つ て 通 商 産

兀 称 ع 白 同 地 赤 又 + 字 は 類 の 似 標 の 章 又 商 は 標 赤 + 字 若 U < は ジュ ネ Ι ブ + 字 **ത** 名

五 は 記 ۲ は 役 묵 同 証 は 日 務 が 明 商 本 標 国 に 用 又 用 つ は ١١ の 法 又 条 は ١١ 5 類 印 約 て れ 似 章 パ 使 τ の 又 の IJ 用 l١ 標 は 締 条 約 を る 章 記 約 す を 号 国 商 の る 品 有 の の 同 又は うち も す 盟 政 国 の る 府 役 通 又 商 は 標 世 務 商 ح で 産 地 界 業 貿 方 同 あ 易 つ 公 大 て、 又 臣 共 機 は が 4 関 類 そ 体 指 の 似 加 の 定 の 監 盟 の 印 す 国 る 章 督 商 若 品 又 も 用 又 は **ത** 又 L

六 す 玉 で 寸 若 体 あ つ < で て あ は 営 つ 地 利 τ 方 を 営 公 利 共 目 的 を 4 と し 目 体 的 若 ۲ U な U < L١ な は も こ の ١١ を も れ 表 の 5 示 又 の す は 機 る 公 関 標 益 章 公 に 関 で 益 あ す に つ る 関

> 類 除 記 す + 五 に **<** ^ 1 似 章 る 几 +の 千 年 の 日 八  $\overline{\phantom{a}}$ グで、 に 年 パ 同 八 六 商 盟 , 月 二 IJ ス + で 百 月三 条 玉 八 ۲ あ ッ + 千 日 つ 約 又 は + て、 の ク 九 に 世 百 年 同 朩 ワ 界貿 通 盟 ル 日  $\equiv$ シ Ξ 月二 に ン 玉  $\Delta$ 商 易 又 で IJ Л ۲ 産 は世 機関 + 改 年 業 ス ン で、 大 日 正 ボ 六 界 臣 の さ 月 の ン 貿 で 千 が 加 パ れ 易 盟 IJ た 及 日 指 九 機関 玉 I 百二十 条 び 定 に 業 干 す の 約 所 九 ン る の 国 を ド も 加 百 五 の L١ 有 盟 の う。 権 六 ン 年 紋 ۲ 国 章 ത ++ 以 同 の そ 保 七 国 年 干 月 の 下 護 又 旗 七 九 六 他 同 に 日 は を の じ 関 月

兀 Ξ 業 大 国 白 臣 地 際 が 連 赤 + 指 合 字 そ 定 す の の 標 る 他 章 も の 又 玉 の は ۲ 際 機 赤 同 + 関 字 又 を 若 は 表 U 類 示 < 似 す る は の ジ ュ 標 商 章 ネー で ぁ ブ つ + τ 字 通 の 商

名

産

称と同一又は類似の商標

五 す 商 を 玉 る の の 日 品 有 も す 又 う 政 本 は 5 の る 玉 府 役 通 又 又 商 務 標 は は 商 で 地 ح 産 パ 業 同 あ 方 IJ つ 大 公 条 又 て、 臣 共 約 は が 寸 の そ 指 類 体 同 盟 似 の 定 の の 印 す 監 国 若し る 督 商 章 用 品 又 も < は の 又 又 は は 世 は 記 لح 同 役 号 証 が 界 務 明 又 に 用 貿 用 易 つ は l١ の l١ 5 類 印 機 関 て れ 似 章 使 て の 又 の 加 用 標 は l١ を る 章 記

六 事 す 業 国 る で 寸 若 あつ 体 L で < τ は あ 営 つ 地 て 利 方 営 を 公 利 共 目 的 を 4 体 ۲ 目 L 的 若 な ح し U < しし も な は の L١ こ を も れ 表 の 5 示 又 の す は 機 る 公 関 益 標 章 に 公 関 で 益 に あ す つ る 関

て著名なものと同一又は類似の商標

八 七 号、 公 他 芸 **ത** 人 名 の 秩 若 肖 序 又 し 像 < 又 は は は 善 筆 他 良 名 の 人 若 の 風 し 氏 俗 < 名 を は 若 害 これ す し る < 5 は お の 名 そ 著 称 れ 名 若 が な し あ 略 < る 称 は 商 を 著 名 含 む な 商 雅

そ

の

他

人

の

承

諾

を

得

て

しし

る

も

の

を

除

<

九

標

そ

の

他

人

の

承

諾

を

得

て

L١

る

も

の

を

除

**<** 

九 あ 開 部 又 は つ 設 政 ۲ は そ て す 府 類 L の 特 る 若 τ 似 許 許 博 し < そ の 可 庁 覧 の 標 を 長 会 は 標 章 受 官 若 地 章 を け が L 方 < 有 た 公 の 指 共 使 す 者 は 定 る す 寸 用 が 政 る を 商 開 府 体 す 標 設 も 等 る す 以 以 の そ 又 る 外 下 も の の 玉 は の を 賞 際 外 者 政 除 玉 を 的 が 府 等。 **<** 受 な で 開 け 博 そ 設 ع た 覧 の す 者 会 政 る 11 う。 が の 府 博 賞 覧 商 等 標 ۲ 若 会 の 同 し で が

+ 品 標 若 要 他 で U あ 者 人 < つ の の て、 業 は 間 役 に 務 そ 務 広 に に の < 係 つ 商 認 る しし 品 識 商 若 て さ 品 使 U れ 若 < τ 用 U は < を l١ す 役 は る る 務 商 役 標 も 又 務 は の 又 を は こ 表 れ こ 示 5 れ す に に る 類 類 も 似 似 の す ۲ す る る U 商 商 τ

+ 商 録 項 商 品 又 に 定 標 当 は 商 お 又 該 役 品 は しし 商 務 て 若 こ 標 を 準 L れ 登 l١ 用 < に 録 う。 す は 類 出 る 指 似 願 場 以 定 す の 役 下 合 る 日 同 を 務 商 前 じ。 含 標 の む 第 で 商 あつ 六 標 又 条 登 は の 第 て、 録 規 こ 出 れ 定 項 そ 願 5 に の に  $\overline{\phantom{a}}$ ょ 第 に 商 係 類 IJ 六 標 る + 似 指 登 他 す 定 八 録 人 る し 条 に の 商 た 第 登 係

+

他

人

のは

登 役

録 務

防に

護

標

章 て

防

護を

章

登も

録

を

受

け

て

١١

る

標

章

を

他

人

の

登

録

防

護

標

章

防

護

標

章

登

録

を

受

け

て

L١

る

標

章

を

U

<

つ

L١

使

用

標す

る

の

著名なものと同一又は類似の商標

て

八 七 号、 他 公 芸 の 人 名 の 秩 若 肖 序 U 像 又 < 又 は は は 善 筆 他 良 名 人 の 若 の 風 し 氏 俗 < 名 を は 若 害 こ L す れ < る お 5 は そ の 名 著 称 れ 名 若 が な し あ 略 < る 称 は 商 を 著 含 名

な

む

商

< あ 開 部 又 は つ 設 政 は ع そ て す 府 U 類 の る 若 特 τ 似 許 許 博 U < そ の 可 覧 庁 標 を 会 の 長 は 若 地 標 章 受 官 章 を け が し 方 < の 有 た 指 公 す 定 は 共 使 者 用 が す 寸 る 政 を 商 開 る 府 体 す 標 設 も 等 以 る す の 以 そ も る 又 外 下 の 玉 は の の 政 を 賞 際 外 者 玉 除 を 的 が 府 等。 受 で 開 な け 博 そ 設 た 覧 す ع の 者 会 政 る L١ う。 が 博 の 府 覧 商 賞 等 標 ۲ 若 会 が の 同

+ 需 品 標 若 で 要 他 L あ 者 人 う < の の て、 間 業 は 役 に 務 そ 務 広 に に の < 係 つ 商 認 る 11 品 識 商 若 さ て 品 U 若 使 れ しく 用 < て を は l١ 役 す る は る 務 商 役 又は も 標 務 又は の を こ 表 れ こ 示 す 5 れ に に る 類 類 も 似 似 の す す ۲ る る 商 商 て

+ 商 る 録 品 項 指 商 若 品 U 又 に 定 標 当 < 又 は お 商 該 は 役 l١ 品 は 商 役 標 務 τ 若 こ 務 準 を 登 し れ < に ١١ 用 に 録 つ う。 す は 類 出 ١١ る 指 似 願 以 場 定 す τ の 役 下 合 使 る 日 用 同 を 務 商 前 ڕٞ を 含 標 の  $\overline{\phantom{a}}$ 第 す む で 商 る 六 あ 標 も 又 条 つ 登 て、 の は の 第 録 こ 規 出 項 そ れ 定 願 に に の 5 に ょ 第 商 係 IJ 類 六 標 る 似 + 指 登 他 八 す 定 録 人 る し に の た 第 係 登

又は 定 商 以 商 標 下 又 品 権 同 無 商 係 は 若 が じ 効 標 る こ 指 し 消 に 権 滅 < れ す が 定 は に U か ベ 消 商 指 類 た 5 き 滅 品 定 似 日 旨 L 又 前 年 は 役 す の た る 務 を 審 日 指 商 年 経 又 決 定  $\overline{\phantom{a}}$ は 商 標 以 過 役 が こ で 上 U あ 標 務 あつ 使 て つ 登 に れ た つ 5 用 録 11 て、 に を な ۲ を L١ 類 U l١ き 取 て 似 そ な 他 は IJ 使 す の か 人 消 用 る 商 つ の そ す を 標 す 商 た 商 の 確 ㅎ 品 権 も 標 る 若 定 も に の 旨 他 L 係 を の の の 決定 < る 除 人 日 は指 < が

う。

以

下

同

じ

ع

同

の

商

標

で

あ

つ

て、

そ

の

防

護

標

章

登

+ Л 若 似 項 の < の 種 商 規 は 標 苗 役 で 定 法 務 あ に 昭 に つ ょ ヾ つ る 和 ١١ 品 + そ て 種 登 使 の 年 録 用 品 を 種 を 法 す 受 の 律 る け 第 種 苗 も た 百 又 品 + の は 種 五 こ の 号 名 れ 称 第 に + 類 ۲ 似 同 す 条 又 る の 商 は 几 類 第 品

役

務

に

つ

١١

て

使

用

を

す

る

も

**ത** 

+

の

+ 五 あ る 商 他 商 標 人 品 の の 品 第 業 質 + 務 又 号 に は か 係 る 役 5 前 商 務 品 の 号 質 又 ま は の で に 誤 役 務 掲 認 を げ ۲ 生 る 混 ず も 同 る の を お を 生 そ ず 除 **<** る れ お が そ あ る れ 商 が

U の 盟 忑 が どう は 玉 日 指 蒸 に 定 本 酒 国 留 お す 若 酒 ١١ る の に て し も 忑 つ 当 < の تع l١ 該 は を う 酒 蒸 表 て 産 使 地 留 示 若 す 用 以 酒 L る < を 外 の 標 は す の 産 ること 地 章 地 蒸 又 留 域 を 表 は 酒 を が 世 産 示 の 界 禁 地 す 産 止 ۲ る 貿 地 さ す 標 易 の う れ る 章 機 ち て 忑 の 関 تع う の 特 L١ う ち る 加 許 も 酒 当 盟 庁 の 若 玉 該 長

> 十 三 は 標 以 過 が 録 L١ う。 こ で 上 U あ に あ 使 て つ 商 係 れ っ 用 た 標 る 以 5 11 て、 に を な ۲ 権 指 下 ㅎ が 類 U l١ 定 同 じ。 似 そ な 他 は 消 商 す の か 人 滅 品 そ る 商 つ の L 又 標 た は ح 商 商 の た 品 権 も 標 確 指 日 同 若 に の 定 定 し 係 を 他 の 商 役 の < る 除 日。 標 務 商 人 <u>\</u> が は 指 登 に 標 役 定 商 以 録 つ で 標 L١ あ 務 商 を 下 又 は 権 同 つ に 品 無 て ڹ て、 つ 若 が 効 使 こ い U 消 に 用 < れ 滅 す そ τ を は に L か ベ す 使 の 用 指 類 き る 防 た 5 を 定 似 日 旨 も 護 標 す 役 す 前 年 の る を 審 章 務 る も 又 商 年 経 決 登

若 似 兀 し の 項 < 商 の 種 は 標 規 苗 役 で 定 法 務 に あ  $\overline{\phantom{a}}$ つ 昭 に ょ ヾ 和二 つ る 品 11 + て そ 種 登 使 の 年 録 用 品 を 種 を 法 す の 受 律 第 る 種 け も 苗 た 百 ത 又 + 品 は 種 五 号 こ の  $\overline{\phantom{a}}$ れ 名 に 第 称 + 類 ح 似 同 す 条 る 又 の は 几 商 品 類 第

+ 六 あ 五 る 商 他 商 標 人 品 の の 業 品 第 + 務 質 又 号 に は か 係 役 5 る 務 前 商 号 の 品 質 ま 又 で は の 誤 に 役 認 掲 務 げ を ح 混 生 る ず も 同 る を の 生 お を ず そ 除 <u>\</u> る れ お が あ そ れ る 商 が

標

U 加 の 官 七 < 盟 が ιŠί تع は 玉 指 日 う に 定 蒸 本 酒 留 お す 玉 酒 L١ 若 る の も に τ U 忑 当 < تع つ の う 11 該 は を 酒 τ 産 蒸 表 地 留 若 使 示 す L 用 以 酒 を 外 の る < す 産 標 は の る 地 地 章 蒸 ر ح 域 を 又 留 は 表 酒 を が 産 示 世 の 禁 地 す 界 産 止 ح 貿 地 る す さ 標 易 の れ る 章 機 う 忑 関 ち て の تع l١ う の 特 う ち る 加 許 当 も 酒 盟 庁 の 該 玉

どう酒又は 有する 商 蒸留 標で 酒 あつて、 に つい 当 該 τ 使 用 産 たする 地以外 の も 地 の り 域 を 産 地 とする 忑

どう酒又

は

蒸

留

酒

に

つ

い

て

使 該

用産

す 以

る も

の

を

有する

商

標

で

あつて、

当

を地

外の地

域

を

産地

ح

するぶ

十八 商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品

の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみから

なる商標

十 九 標と同一 本国内又は外国における需要者の間に広く認識されて 得る目的 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日 以下同じ。 又は類似の 他 人に損害を加える目的その他の不正の目 をもつて使用をするもの 商標であつて、 不正の 目的 ( 前 (不正の 各号に掲げ 的 る 利

(第二項略)

るものを除く。

3 該 当 第一 する 項 第八号、 商 標 であつて 第十号、 ŧ 商 標 第十五 登 号、 録 出 第十七号又は 願 の 時 に当該各号に 第十九号 該 当 に

第四項略)

L

な

い

も

の

につ

l١

て

は、

これらの

規 定

は、

適

用し

な

١į

(商標登録出願)

第 五 U た 願書 商 に 標 必 登 要な書面 録 を受けようとする者は、 を 添付して 特許 庁 次に 長 官 · 掲 げ に 提 出 る 事 U 項 な を け 記 れ ば 載

なら

な

(第二項略)

3 に 標 つ で 第一 ١J あつても、 ては、 項 第八号、 ت れ 商 . 標 登 5 第十号、 の 規 録 定 出 は、 第十五号又は第十七号に 願 の 適 時 に当 用 U 該各号に な **!** 該 当し 該当 な す る も

の商

(第四項略

(商標登録出願)

第 五 必 し 要な た 条 願 説明書 書に商標登録を受けようとする商標を表示した書面及び 商 標登 を 録 添 を受けようとする者は、 付 して 特 許 庁長 官 に 提出し 次に掲げ なけ れば る事項 な 5 を な 記載

0

の用紙の色彩と同一の色彩を附すべき旨をその書面に記載:()。)	付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩語が「「・())
いものとみなす。ただし、色彩を附すべき範囲を明らかにして	る部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩
の用紙の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でな	録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩であ
3   第一項に規定する書面の商標を表示した部分のうちその書面	4 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登
	ない。
	を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければなら
	する文字(以下「標準文字」という。)のみによつて商標登録
	3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定
の番号を願書に記載しなければならない。	
登録を受けようとするときは、その商標登録又は商標登録出願	
似する商品若しくは役務について使用をするものについて商標	
登録出願をしている商標に係る指定商品若しくは指定役務に類	
しくはこれに類似する商標であつてその登録商標若しくは商標	
の又は自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標若	ようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。
る商標に係る指定商品若しくは指定役務について使用をするも	る商標(以下「立体商標」という。)について商標登録を受け
する商標であつてその登録商標若しくは商標登録出願をしてい	記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からな
2   自己の登録商標若しくは商標登録出願をしている商標に類似	2 商標登録を受けようとする商標が立体的形状(文字、図形、
品及び役務の区分	商品及び役務の区分
三 指定商品又は指定役務並びに次条第一項の政令で定める商	三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める
二 提出の年月日	二 商標登録を受けようとする商標
人にあつては代表者の氏名	
一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法	

す

# (出願の日の認定等)

登録出願の日として認定しなければならない。する場合を除き、商標登録出願に係る願書を提出した日を商標第五条の二(特許庁長官は、商標登録出願が次の各号の一に該当

- れるとき。「「商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認めら」
- められるとき。の記載が商標登録出願人を特定できる程度に明確でないと認い、商標登録出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はそ
- 三 願書に商標登録を受けようとする商標の記載がないとき。

指定商品又は指定役務の記載がないとき。

四

- て、商標登録出願について補完をすべきことを命じなければなは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定し2.特許庁長官は、商標登録出願が前項各号の一に該当するとき
- || 面(以下「手続補完書」という。)を提出しなければならない|| 面(以下「手続補完書」という。)を提出しなければならない|| 3 商標登録出願について補完をするには、手続の補完に係る書

らない。

完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間4 特許庁長官は、第二項の規定により商標登録出願について補

録出願の日として認定しなければならない。内にその補完をしたときは、手続補完書を提出した日を商標登し

内にその補完をしないときは、当該商標登録出願を却下するこ完をすべきことを命じた者が同項の規定により指定された期間5(特許庁長官は、第二項の規定により商標登録出願について補

### (一商標一出願)

とができる。

又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品

- なければならない。2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従つてし

#### (団体商標)

せる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる)又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさの法律により設立された組合(法人格を有しないものを除く。19設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定

#### 一商標一出願)

して、商標ごとにしなければならない。おいて、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定第六条(商標登録出願は、政令で定める商品及び役務の区分内に

定めるものではない。 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲

を

2

#### (連合商標)

品若しくは役務について使用をするものについては、連合商標でその登録商標に係る指定商品若しくは指定役務に類似する商の登録商標に係る指定商品若しくはこれに類似する商標であつり、 商標権者は、自己の登録商標に類似する商標であつてそ

第 九 3 第 3 2 る。 ٩ き、 第一 八 は 同項中「 初 き に提出しなければならない ( 先願) ば、 出 条 条 第一 め 商 前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、 又 は からな 標 項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官 願 第 第五条第一項の商標登録出願におい 登 四項 時 そ 項 政 第 の規定により団体商標の商標登録を受けようとする者 自己の」 府 の 商 録 の 以下略 かつたも 標 等 特 商 出 標登 が 登 項 例 願 が 録 及び第二 開 とあるのは、 設 録 出 放 する博覧会若しくは の 出 願 棄され取り下げられ ح 願 に が は、 |項略) みなす。 ついて査定若しくは 前二項 「自己又はその構成員の」とす の 規 政 て 定 若しくは却下された 府等 の 審決が 適 用 商標登録出願人が 以 外 に つい の 確定したと 者 I が 開 ては、 ح 設 3 3 2 第九条 第 八条 とき、 ( 先 願 ときは、 び自己の登録商標又はこれに類似する商標であつてその登録商 録商標に係る指定商品又は指定役務について使用をするもの及 たときは、その商標とその商標に係る登録商標とは、 きない。 を受けることができない。 て使用をするもの以外の商標については 標に係る指定商品又は指定役務に類似する商品又は役務につい 合商標となる。 の商標登録出願 出 初 商 商標権者は、 連合商標の商標登録出願について商標権 願 第 め 標 又は 時 几 からなかつたも 登 政府等 そ の 第一 項以下略) 録 の 商標 特 出 例 項及び第二項 が 商 願 をし 開 標 登 が 自己の登録商標に類似する商標であつてその登 登録 録出 放棄さ 設 す る た場合を除き の 出 願 博 とみなす。 願 に れ つい は 取り下げられ若しくは 略 覧 会若しく て 査 前 項 定若しくは 商 は政府等以 標登録 の 規 定の 連合商標の商標登録 の設定の登録があつ を受けることがで 適用につい 審 外 決が確 無効にされた の 相互に連 者 定した が ては 開

設

願 は 品 の 又 的 域 国 際 領 同 す ば は 若 盟 指 又 使 な 内 的 域 る は で 博 定 用 出 博 な 内 玉 そ 役 そ 博 出 を 展 覧 で 覧 務 展 会 は 覧 そ 世 の し し の 会 出 ۲ で 商 会 の 界 で の た た 政 標 貿 府 に 政 あ 品 U 日 商 役 あ 法条 易 つ 又 τ か 品 務 つ 等 府 は 商 5 を に τ 若 又 等 機 て 出 標 六 出 つ 特 U 約 は 若 関 特 登 月 L١ 許 < の U の 許 展 品 パ 、はそ 締 IJ < 加盟国若しく 以 庁 録 て 庁 の U 長 は 約 出 内 た 使 条 長 時 に 者 官 の 国 約 そ 官 に 願 用 そ 又 が の が L を を 許 の の 許可 は た L の U 指 指 可 l١ 同 たと 役 た 定 ず 盟 定 商 を も は す の 品 務 商 す 受 れ 玉 を き 受 商 る ح 又 を 標 る け に ば、 は け 標法条 出 た も 世 も み に も 者 界 の な 役 展 つ の 該 た す 当 に そ 務 し l١ に が 貿 者 て、 開 易 が 約 の を た 出 U 機 の パ 指 者 設 な 開 商 品 が そ す 関 設 IJ 標 定 締 L١ し そ る た 玉 の 約 条 登 商 の す 玉 録 品 の 商 商 玉 の 加 る 約 出 又 出 標 品 際 領 盟 玉 の の

(第二項略)

(パリ条約の例による優先権主張)

第 づく 号 ょ 録 九 ത に 条 IJ の 出 優 規 こ 先 定 願 権 す れ に を 基 パ は る づ IJ 主 商 < 条 張 同 標 す 優 項 に 約 る 先 第 相 の こ 当 権 同 ع す に 号 盟 る が つ 玉 に で しし 規 も で 定 さ き τ の れ パ す に る IJ 限 た る。 条 商 商 標 標 約 第 に  $\overline{\phantom{a}}$ 第二 四 相 の 条 当 登 に す 条 録 定 る の 第 め 商 出 る 標 項 願 例 の に 第 に 登 基

第九条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国に

な 役 展 つ の 者 該 パ し 同 す す。 そ 務 し l١ に が 当 IJ < 盟 る て、 の を た 出 開 U 条 は 玉 博 若し 約 覧 商 指 者 設 な そ 品 標 定 が そ す の の 会 L L١ < で 登 商 そ の た る 玉 同 許 録 品 玉 盟 可 は あ の 商 商 の 世 つ 出 又 出 際 領 を 標 品 玉 若しく 界貿易 て は 域 願 品 の 又 的 受 け は は 指 又 使 な 内 特 は 博 で 許 定 用 出 た 覧 そ は 機 そ 役 出 を 展 者 庁 会 の 世 関 務 が 長 の 展 し し た 役 で 界貿 政 出 ح の た 開 の 官 品 U 日 商 あ 府 設 加 が つて 易 て 品 務 等 盟 指 又 か す 機 若 玉 は 商 5 を に る 定 しくは 関 標 六 出 つ 特 す 出 玉 の á 月 ١J の加 登 許 領 展 品 際 以 録 U τ 庁 的 域 も の 内 時 出 た 使 長 そ 盟 内 の な に 官 围 で 願 に 者 用 の 博 に 又 を そ を が 許 覧 そ L の パ た L の は し 指 可 l١ 会 の 商 ず に、 政 IJ も た 役 た 定 を の ۲ 受 条 品 務 商 す れ 府 ح き 標 け 又 又 を る に 等 約 は は み 出 に も た は 若 の

(第二項略

第 号 九 ょ 録 ブ ı) の < に 条 出 優 規 の こ 先 願 定 れ に 権 す を パ 基 は る づ 主 IJ 商 < 張 条 同 標 す 約 優 頂 に ること 先 第 相 の 権 当 同 号 す に 盟 が つ に 玉 る で しし 規 も で き τ 定 の さ パ す る に れ IJ る 限 た 条 商 る。 商 約 標 標 第 に  $\overline{\phantom{a}}$ 第二 四 相 の 当 条 登 に 条 す 録 定 る 第 の め 商 出 項 る 標 願 例 に 第 の 基 に 登

٩ により、 いてし た出 商標登録出願について、これを主張することができる 願に基づく優先権は、 パリ条約第四条の規定の例

易機 の国民 民をいう。 書一C第一条3に規定する加盟国の国 世 の 日 ( パリ条約第三条の規定により同盟国 国民とみなされる者を含む。) 本国民又はパリ条約の同盟国の国民 関を設立するマラケシュ協定附属 貿易機関の加盟国の国民 又は商標法条約の締約国 (世 界貿 締約国 パリ 世界貿易機関 国又は商標法条約の 世界貿易機関の加盟 締約国 国又は商標法条約の 条約の同盟国、 の加盟

(指定商品等又は商標登録を受けようとする商標の補正と要旨

第九条の四 きは、 変更) 変更するも 登録を受けようとする商標につい そ の 商 のと商標 願 標 書に記載した指定商品若し 登 録 出 権 回願は、 の設定の登 その てした 録があつた 補正につい くは 補 正 後に て手続 がこれらの要旨を 指定役務又は商標 認 め 補 正 られたと 書を 提

出した時にし

たも

のとみなす。

指定商品等又は商標を表示した書面の補正と要旨変更)

第九条の三 認められたときは、 れらの要旨を変更するものと商標 いて出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補 に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面につ 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は その商標登録出 権 願 の設定の登録 ば、 その補正について手 があつた後に 正 がこ 願書

願の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十3 第一項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出いて査定又は審決が確定した後は、することができない。	の時にしたものとみなす。ただし、第九条第二項並びに第十三  2 前項の場合は、新たな商標登録出願は、もとの商標登録出願
2 前項の規定による商標登録出願の分割は、商標登録出願につ	ができる。
	の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とするこ
商標登録出願とすることができる。	、二以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登べき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合に限り
指定役務	審に係属している場合又は商標登録出願
第十条 商標登録出願人は、二以上の商品又は役務を指定商品又	第十条 商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは
(商標登録出願の分割)	(商標登録出願の分割)
商標登録出願について商標登録がされたものとみなす。	
登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた	
る場合を含む。)の規定に違反しているものと商標権の設定の	
条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用す	
十六条の十二(第五十五条の二第二項若しくは第三項(第六十	
いて出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第	
に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面につ	
第九条の四 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書	(削除)
続補正書を提出した時にしたものとみなす。	

準 条 第 用 号 す 第 項 る 同 兀 に 法 + お 第 Ξ い 几 条 て + 第 準 Ξ 用 項 する 特 条 の 二 及 び 第 第二項 許 法 Ξ 項 に 昭  $\overline{\phantom{a}}$ 第 お 和 Ξ+ + l١ τ Ξ 準 四 条 年 用 第 す 法 る 項 律 場 第 に 百二十 合 お を L١ 含 τ

 $\overline{\phantom{a}}$ 出 願 の 変 更 ਹ੍ਹੇ

の

規

定

の

適

用

に

つ

いては、

この

限

IJ

で

な

11

含

ઇ

の

規

定

の

適

用

に

つ

١J

τ

は、

こ

の

限

IJ

で

な

第 + 商 標 登 録 出 商 標 願 登 耳 録 体 出 商 願 標 人 へ は、 の 商 標 団体商 登 録 標 出 願 の 以 商 標 外 の 登 商 録 標 出 登 願 を 録 出 通 常 願 を の

2 録 出 商 標 願 に 登 変 録 更 出 す 願 ること 人 は ができ 通 常 の 商 標 登 録 出 願 を 4 体商 標 の 商 標 登

l١

う。

以

下

同

֖֖֖֖֖֖֖֖֖֓֓֓֓֓֓֡֟֟

に

変

更することがで

き

る

第三 項 及 び 第 四 項 略

5 録 出 願 条第二項 変 更 の の 場 規 合 定 に は 準 用 第 する。 項 又 は 第 二 項 の 規 定 に ょ る 商 標 登

の

第 + 条 第 項 及 び 第二 項 略

3 出 願 第 + 変 条 第二 更 項 場 及 び 前 条 第 匹 項 の 規 定 ば 第 項 の 規 定 に ょ る

の

の

合

に

準

用

す

る。

特 許 法 の 準 用

第 + = 三項 の 条 規 定 特 は 許 法 商 第 標 Л + = 登 録 条並びに第四十三条の二 出 願 に 準 用する。 こ の 場 第一 合 に 一項及び第 お l١ て、

> 三条 τ + 準 号 ) 第一 用 す 項 る 第 几 同 に 法 + お 第 しし 条 て 兀 二 十 三 準 第 用 条 項 す の 及 る \_ び 特 第 第二 許 Ξ 法 項 項 に 昭 第十三条 和三十 お l١ τ 準 四 用 第 年 す 法 項 る 律 場 に 第 百二 合 お を L١

出

願

の

変

更

第 l١ 商 + う。 標 登 条 以 録 下 出 商 同 標 願 ڗ 登  $\overline{\phantom{a}}$ 連 録 合商 出 に 願 変 標 人 は、 更 の す 商 るこ 連合 標 登 ح 録 商 が 標 出 できる。 願 の 以 商 外 標 の 登 録 商 標 出 登 願 を 録 独 出 立 願 を

2 録 出 商 願 標 に 登 2変更 録 出 す 願 ること 人 は、 が 独 で 立 き の る 商 標 登 録 出 願 を 連 合 商 標 の 商 標

登

第 Ξ 項 及 び 第 兀 項 略

5 録 出 前 願 条第三項 の 変 更 の の 場 規 合に 定 は、 準 第 一 用 す . る。 項 又 は 第二 項 の 規 定 に ょ る 商 標

登

十二条 第 項 及 び 第 項 略

第

3 出 第十 願 の 変 条第三項 更 の 場 合 及 び に 準 前 用 条 す 第 る。 四 項 の 規 定 は 第 項 の 規 定 に ょ

る

特 許 法 の 準 用

第 + = 登 録 出 条 願 に 特 準 許 用 法 す 第 る。 四十三条及び第四十三条の二の こ の 場 合 に お l١ て、 同 法 第 四十三 規 定 は 条第二 商

۲ 国 は 同 か 同 ぁ . Б の る 法 法 国民」 のは「、 第 第 同項中 四十三条第二項 世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約 四十三条の二第二項 年 兀 ٢ 月 若しくは世 世 界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」 とある 同条第三項中 中「 の は 界貿易機関の加盟国 中 次 商 の 前二項」 又は世界貿易 標 各号に 登 録 出 掲 とあるのは 願 げ る の の国民」 機 日のうち最 日から三月」 関 の 加盟国」 前項」 とあるの 先 ٤ の日 ع

第二項 略 読

み

替える

もの

とする。

審 查 官 に ょ る 審 查

第 + れ ば 四 なら 条 な 特 許 しし 庁 長 官 は 審 查 官 に 商 標 登 録 出 願 を 審 查 さ t な け

拒 絶 の 查 定

第 + け き ば、 れ 五 ば 条 な そ 5 審 の な 商 査 . · 標 登 官 l١ ば、 録 出 商 願 標 につ 登 録 ١J 出 τ 願 拒絶 が 次の を す 各 ベ 号 。 一 ŧ 旨 の に 該当すると 查 定 を U な

二項又は第七十七条第三項にお 八 条 そ 第二 第二項 の 商 項 標 におい 若 登 しく 録 出 7 は 願 準用する場合を含む。 第 に 五 係る商 項、 第 標 いて準用する特許 五 十 一 が第三 条 、 条 第二 第 項 兀 第 条 (第五十二条 法第二十 五十三条第 第一 項、 五 第

> るのは、 項 中「 次 の 各号 商 標 に 登 掲 げ 録 出 願 る 日 の の 日 うち最 か ら 三 月 先 の日 と 読 か 5 — み 替 える 年 几 月 も の とす と あ

る

第二項 略

審

查

官

に

ょ

る

審

查

第 + 兀 条 特 許 庁 長 官は、 審 查 官 l١ に 商 標 登 録出 及び 登録 異 議

申 立

を

審

查

さ

せ

な

けれ

ば

な

5

な

拒 絶 の 查 定

第 十 五 き は、 条 そ の 審 商 標 査官 ば、 登 録 出 商 願 標 に 登 つ 録 出 ١J τ 願 拒 が 絶 次 の各号 をすべ ŧ の -に 旨 の 該 查 当 定 する を U な

け

れば

なら

な

1,

に t お 五 条第一項若しくは第三項、 そ ١J 十一条第二項、 の て 準 商 標 用 登 する特許 録 出願 第五十三条第二 に 法 係 第二十 る 商 第 標 八条 五 が 条 第 項又は 三条、 の 第二項 規定 に 第七十 若しく 第 より 兀 条第 商 七 は 条 標 第 第 登 五 項 Ξ 録 項 を 項 第

条 の 規 定 に より商 標 登録をすることが できないも のであると

き。

= を することがで そ の 商 標 登 録 き 出 な 願 ١J に ものであると 係る商 標 が 条約 き。 の 規 定に ょ IJ 商 標 登 録

Ξ そ の 商 標 登 い 録 出 ١J 願 が 第 六六条 第一 項又は第二項に規定する 要

件

を 満 た

U τ

な

とき。

することがで きないも の であると

を す そ ることが の 商 標 登 できな 録 出 願 11 に も 係 の る で 商 標 あ るとき。 が 条 約 の 規 定 に より 商 標 登 録

Ξ そ の 商標登 録 出願が 第 六 条第一 項に規定する要件 を 満 たし

τ ١J ないとき。

四 日前 の理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。 る 理由がないのに、 使用をするものであり、 しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について れたものであるとき。 商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品若 者 ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出 る権利に限る。 易 からその 機関の の 年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてさ 商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国又は世 加盟国にお 商標登録出願が本文の規定に該当することをそ その商標に関する権利を有する者の承諾を 以下同じ。 ただし、 いて商標に関する権利(商標権に かつ、 を有する者の当該権利に係る その商標に関する権利を有す その商標登録出願が、 正当な 頭の 相当 界

# 拒絶理由の通知)

第十五条の二 ときは、 商標登録出願人に対し 審査官は 拒絶をすべき旨の査定をしようとする 拒絶の理由を通知し、 相当の

い。期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならな

見書を提出する機会を与えることができる。

「であるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標があってあるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標があってあるときは、商標登録出願人に対し、当該他人の商標がのする商標であって、その商標に係る指定商品若しくは指定役別する商標であって、その商標に係る指定商品若しくは指定役別はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするに該当することとなる旨を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えることができる。

が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。2 前項の通知が既にされている場合であつて、当該他人の商標

第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見し(商標登録の査定)が商標登録されたときは、前条の通知をすることを要しない。

ないときは、

商標登録をすべき旨の査定をしなければならない

#### (出願公告)

。 ないときは、出願公告をすべき旨の決定をしなければならない第十六条 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見し

ればならない。 決定の謄本を商標登録出願人に送達した後、出願公告をしなけ2 特許庁長官は、出願公告をすべき旨の決定があつたときは、

3 出願公告は、次に掲げる事項を商標公報に掲載することによ

第 十 3 出 の を 標 正  $\overline{\phantom{a}}$ 願につい 変 登 六条の二 補 送 を 第 却下し 更するも 録を受けようとする商標についてした補正がこれ 達 第二項 正の却下) 項 が あ の なけ て査定をしてはならない。 規 つ 略 た 日 定に のであるときは、 願書に記載した指定 れば よる から三十日を経過する ならない 却下の決定があつたときは、 審 商品若しくは指定役務又は 査官は、 ま で 決定をもつてそ は、 当 決定の 該 5 商 標 の 謄 の 要 登 録 本 補 旨 商 3 第十六条の二 の 送 出 書に添付し もつてその補正を却下し 願 補 願 第 書類及びその (第二項略) 達 一項の規定 正の却下) が あつた日 た 商 願書に記載した指定商品若しくは指定役務 から三十 な 日 ければならない。 [を経 過

り行う。

商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録出願の番号及び年月日

Ξ 願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した

面の内容

四 指定商品又は指定役務

五 出 願公告の番号及び年月日

커 前 各号に掲げるもののほか 必要な事項

4

許

庁長官は

附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない

出願公告の日から二月間、

特許庁において出

ついて出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正 標登録を受けようとする商標を表示し た 又は 書 面に が 願

これらの要旨を変更するものであるときは、 審 查 官は、 決定を

について査定 (出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規 による却下の決定があつたときは、 す るまでは、 当 決 定 該 商 標 の 謄本 登 録

(削除)

(第四項略)

定又は拒絶をすべき旨の査定)をしてはならない。 定による却下の決定があつたときは、 出願公告をすべき旨の決

(第四項略)

第十六条の三 ならない。 たときは、 第十六条の十二の規定に違反しているものと査定前に認められ 書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面に ついて出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が 審査官は、 願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願 決定をもつてその補正を却下しなければ

- 2 場合における審判においては、この限りでない。 ことができない。 前項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てる ただし、 第四十四条第一項の審判を請求した
- 3 た場合に準用する。 前条第二項の規定は、 第一項の規定による却下の決定があつ

(登録異議の申立て)

(削除)

第十六条の四 満たしていないことを理由としては、 月以内に、 ことができない。 ただし、その商標登録出願が第六条第一項に規定する要件を 特許庁長官に登録異議の申立てをすることができる 出願公告があつたときは、何人も、その日から二 登録異議の申立てをする

(削除)

(削除)

第十六条の五 示を記載した登録異議申立書を提出しなければならない。 登録異議の申立てをした者は、前条第一項に規定

2

登録異議の申立てをするには、

その理由及び必要な証拠の表

(削除)

載した理由又は証拠の表示の補正をすることができない。 する期間の経過後三十日を経過した後は、 登録異議申立書に記

2 により又は職権で、 特許庁長官は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 前項に規定する期間を延長することができ 請求

る。

第十六条の六 指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。 録異議申立書の副本を商標登録出願人に送達し、 審査官は、登録異議の申立てがあつたときは、 相当の期間を 沯

第十六条の七 審査官は、 第十六条の五の規定により登録異議申

り指定した期間が経過した後 立書について補正をすることができる期間及び前条の規定によ その登録異議の申立てについて

決定をしなければならない。

3 2 ばならない。 前項の決定は、 特許庁長官は、 文書をもつて行い 第一項の決定があつたときは、 かつ、理由を付さなけれ 決定の謄本を

登録異議申立人に送付しなければならない。

 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )
 ( )

、
第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない
・
第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない

をすべき旨の査定をしなければならない。その商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は拒絶第十六条の九善審査官は、第十六条の七第一項の決定をした後、

総をすべき旨の査定の謄本を送付しなければならない。 合において、一の登録異議の申立てについては、同項の決定をすることを要しないときは、その登録異議の申立てについては、同項の決定をすることを要しない。 をすることを要しないときは、その登録異議の申立てがあつた場別の申立でについては、同項の決定をすることを要しない。 をすることを要しないときは、その登録異議の申立てがあつた場別である。

第十六条の十一の審査官は、第十六条の四第一項に規定する期間(登録異議の申立てがなかつた場合の査定)

第 十 条 条 へ 特 ·七条 削 意匠法の ) 訴 (審査官の除斥)、 除) 許法の準用) 訟と 特許法第四十七条第二項(審査 準 用 ) の 関 係 の 規定は、 第五十二条 (査定の方式)及び第五十四 商標登 録 出 官 願 の資格)、 の審査 に 第四十八 準用す る 第十七条 第十六条の十二 期間内に限り、 商標登録出願 条 条 へ 特 書面について補正をすることができる。ただし、その補正は、 又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した 示す事項について、願書に記載した指定商品若しくは指定役務 の謄本の送達があつた後に、 べき旨の査定をしなければならない。 定をするものを除き、その商標登録出願について商標登録をす 内に登録異議の申立てがなかつたときは、 これらの要旨を変更するものであつてはならない。 あつたときは、 十条の規定による通知を受けたとき、 意匠法の準用) 出願公告決定後の補正) へ 査 金審 許法の準用) 査官の除斥)、第五十条(拒絶理由の通知)、 定の方式) 特許法第四十七条第二項 の 商標登録出願人は、 審査に準用する 同条又は第十六条の六の規定により指定された その拒絶の理由又は登録異議の申立ての理由に 及び第五十四条 次条において準用する特許法第五 へ 訴 審 出願公告をすべき旨の決定 訟との関係)の規定は、 査官の資格)、 又は登録異議の申立てが 拒絶をすべ 第五十二 第四十八 き旨の査

第 十 第 十 3 2 2 兀  $\equiv$ 項  $\exists$ 載 あ の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の 項 る l١ つたときは、 の 商 場 U τ ては標準文字により現したもの。 前 第 意 頭の登 準用 第六十 なけ 四十 規定に 匠法第十 条の二 標 合に準 指定商品又は指定役務 願書に 商 商 条 · 標登 標 権 栣 れ 条 す の より 第一 記載し 録 者 ば 録 第 設 用 る 条 ゙゙する。 同法第 出 の があつたときは、 な の 七 定の登録) 原 ららな 第一 \_ 条 氏名又は名称及び住所又は居所 商 商標権 項 項 標登 た の番号及び年月日 の 略 第 の い。 + 項 商 規定による登録料又は第四十一条の二第一 匹 標 略) の 録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本 七条の三第一項に規定する期間 項 の 設定の登録をする。 規定は、 に (第五条第三項に規定する場合にあつ お l١ 次に掲げる事項を τ 準用す 前項又は第五十五条の二第二 第二十七条第一項において る場 合を含む。 商 標 を延長 公 納付 報 に に 掲 が す お 3 2 2 第 第十七条の二 + 項 掲 商 る ١J 所又は て 準 商 (第 載 標 場 意匠 第 八 前 U 項 権 兀 条 標 合 なけ 居所 六十 の +に 法第十七 の 権 用する · 準 登 設 条 の れば 第一 定 用 録 第 設 条 登 。 二 が の 定 す 同  $\overline{\phantom{a}}$ 第一 あつ ならない。 録番号並び 登 る。 法 条 項 項 の 3登録) 略) 第十 の 録をする。 の規定による登録 第 たときは、 項 匹 の 規 七 頂 略 条の に に設定の登録の年月日を商標公報に 定は、 お 三第 ١١ τ 商標権者の氏名又は名称及び住 準 前 料の納付があつたときは、 項 用 項又は第五十五条の二第一 に規定する期間 する 場 合 を含む。 を

延 長 に

す お

커

前各号に掲げるもののほか、

必要な事項

五

登

録番号及び設定の登録の年月日

4 の縦覧に供しなければならない。 から二月間、 載した商標公報(以下「商標掲載公報」という。)の発行の日 特許庁長官は、 特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆 前項の規定により同項各号に掲げる事項を掲

(存続期間)

第十九条 へ 第 一 項 略

2 商標権の存続期間は 商標権者の更新登録の申請により更新

することができる。

(存続期間)

第十九条 ( 第 一 項 略)

2 できる。 商標権の存続期間は、 ただし、 次に掲げる場合は、 更新登録の出願により更新することが この限りでない。

号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつ その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、 第 五

ているとき。

 $\equiv$ の登録商標(その登録商標と相互に連合商標となつている他 の登録商標があるときは、当該登録商標及び当該他の登録商 者のいずれもがいずれの指定商品又は指定役務についてもそ に日本国内において商標権者、 にあつては、 更新登録の出願前(次条第三項の規定の適用を受ける場合 の使用をしていないとき。 同条第二項に規定する期間の満了前)三年以内 専用使用権者又は通常使用権

存続 3 いて正当な理由があるときは、 は指定役務についてその登録商標の使用をしていないことにつ 前項ただし書第二号に掲げる場合において、その指定商品又 同号の規定は、 適用しない。

期間は 商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、 その満了の時に更新されるものとする。

3

存 続 期 間 の 更 新 登 録

第 二 十 掲げる事項 条 商 標 を 記 権 載 の U 存 た申請書を特許庁長官 続 期 間 の更新 登録の申請をする に 提出し 者は、 なけ れば 次に な

申請人の 氏 名又は名称及び住 所又は居 所

5

ない。

= 商標 登 録 の 登 録 番 믕

 $\equiv$ 前 一号に掲げるもののほか、 通商産業省令で定める事項

2 の 日 更 までの間 新登録 の 申請 に b は、 な け ればならない。 商標権の存続期間の満了前六月から満了

の ことができないときは、 期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。 その期間が経過した後であつても、 そ 3

商

標権者は、

前

項に

規定する期間内に更新登録の申請をする

4 標権 項の規定により更新登録 の申請をすることがで

期

間

の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

その申請をしないときは、その商標権は、

存続

きる期間内に、

者

が前

存 続 期 間 の 更 新 登録

第二十条 掲げる 事 商標 項を記 権 載した願書 の 存続期 間 を特許庁長官に提出し の 更 新 登 録 の出願をする者 なけ れば ば、 なら 次に

ない。

出願人の氏名又は名称 及び 住 所又は居所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

商標登録 の 登録番 号

2 の 日 更 新 ま で の 登録の 間 出願 に し なけ ば、 れば 商 標 ならな 権 の存続 ίÌ 期 間の満了前六月から 満了

3 いときは ことができる。 から十四日以内でその期間の経過後二月以内にその出願をする 由により前項に規定する期間内にその出願をすることができな 更新 登 録 同項の規定にかかわらず、 の 出 願をする者 がその責に帰することができ その理由がなくなつた日 ない 理

4 間は、 間を更新した旨の登録があつたときは、 について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又は商標権の存続期 その出 商標権の存続期間の更新 その満了の時(前項の規定による出願があつたときは、 願の時) に更新されたものとみなす。 登録の出願があつたときは この限りではない。 ただし、 その出願 存続期

(削除)

#### (商標権の回復)

第二十条の二 更新登録の出願をする者は、次に掲げる書類のい

ずれかをその出願と同時に特許庁長官に提出しなければならな

١١

でないことを証明するため必要な書類「その出願が第十九条第二項ただし書第二号に該当するもの」

□ 第十九条第三項に規定する正当な理由があることを明らか

にするため必要な書類

旨の査定をしなければならない。の各号の一に該当するときは、その出願について拒絶をすべき第二十一条の審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願が次

一 その出願に係る登録商標が第十九条第二項ただし書第一号

に該当するとき。

げる書類によつては第十九条第二項ただし書第二号に該当す二(その出願が、前条の規定により提出された同条第一号に掲)

提出された同条第二号に掲げる書類によつては第十九条第三るものでないとは認められないとき、又は前条の規定により「ネ書教」。

三 その出願をした者が当該商標権者でないとき。

項に規定する正当な理由があるとは認められないとき。

の理由を発見しないときは、更新登録をすべき旨の査定をしな2 審査官は、商標権の存続期間の更新登録の出願について拒絶

## ければならない。

# (回復した商標権の効力の制限)

した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばな期間の経過後前条第一項の申請により商標権の存続期間を更新第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる第二十二条 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、 気

二 第三十七条各号に掲げる行為

当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

١١

(存続期間の更新の登録)

の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登第二十三条の第四十条第二項の規定による登録料又は第四十一条

登録をする。 録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨

の

2

と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二の申請をする場合は、前項の規定により更新登録

割増登録料の納付があつたときに、

商標権の存続期間を更新し

第二十二条(第十四条並びに特許法第四十八条(審査官の除斥)

の規定は、商標権の存続期間の更新登録の出願の審査に準用す、第五十条(拒絶理由の通知)及び第五十二条(査定の方式)

る。

(存続期間の更新の登録)

第二十三条 ときは、 商標権 第四十条第二項 の 存続期間 を の 更 規 新 定 U による登録 た旨の登録をする。 料の 納付が あつ

た

た旨の登録をする。

掲載しなければならない。 3 前二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に

- 一 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 登録番号及び更新登録の年月日
- 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

(商標権の分割)

項の審判の請求があつたときは、その事件が審判、再審又は訴2 前項の分割は、商標権の消滅後においても、第四十六条第二上あるときは、指定商品又は指定役務ごとにすることができる第二十四条 商標権の分割は、その指定商品又は指定役務が二以

(商標権の移転)

訟に係属している場合に限り、

することができる。

(商標権の移転)

『は指定役務のいずれかに類似しているときは、この限りでないその分割しようとする指定商品又は指定役務以外の指定商品又上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割してすること第二十四条。商標権の移転は、その指定商品又は指定役務が二以

第二十四条の三 ر ح す ようとするときは、 されたものとみなす。 項に規定する場合を除き、 に い ことができ つ Ţ 係 る 4 寸 る 公益に関 玉 がで る商 体 者 団体で 若しく 体商標に係る商標 第 四 商 の 標に き 標 商 な 標 す な は 権 条第二 あつて営利 係る は 登録 る事 地 団体商標に係る商標権が移転されたときは、 方 公共 商標 そ 出 業 項 願 その旨を記載した書面及び第七条第三項に の で に 権を団体商 権の移転) 事 であつて、 あつて営利 規定するも を目的とし 寸 業とともにする場合を除 体若しくはこ その商標権は、 第四 ない 標に係る商標権として移転し を目的 の に 条 係 れ も 第二 ے ا る の 5 通常の商標権に変更 商 の の 標権 商 標 項 な 機関又は に い き、 規 は、 ŧ 登 定するも の 録 を 公益 移 出 譲 行 渡す 願で 転する って に 次 関 の る あ 6 5 3 2 4 ことが つて、 す る 団 ٩ IJ ことが に ١J した後でなければ、 の登録 係 公益 る 国若しくは地 商標権を譲り受けるには、 る 者 標 合 その旨を日刊新聞紙に公告しなければならない。 は、 できな 商 の できな 第 権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。 に関する 体であつて 商 標 商標登 四 標 権 条第二 前項の規定による公告があつた日から三十日を経過 に ١į は、 ١į 係 録 事 方公共団体若しくはこれらの る商標権 営利 出願で 業であつて営利 項に規定するも その事業ととも することができない。 を あつて、 目 は 的としない 通商産業省令で定めるところによ 分離して移転することができない 第 にする場合を除き、 を の 四 目 に 条第二項 的とし ものの 係る商 標 な 商 機 関又 に ١J 権 標 . 規 ば、 登 も は 定 の 録 移 す を 出 譲 公 転 る 渡 願 益 行

する

も の する

であ

に

関

つて

3

2

2

なければならない。 規定する書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出し

(商標権の移転に係る混同防止表示請求)

第二十四条の四 べきことを請求することができる。 役務について使用をする類似の登録商標又は類似の商品若しく 業務に係る商品又は役務との混同を防ぐのに適当な表示を付す 当該使用について、 商 の に係るものに限る。 益 り他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の業務上の利 用権者の指定商品又は指定役務についての登録商標の使用によ 商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において は役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る 標に係る商標権者、 登録商標に係る商標権者又は専用使用権者は、 (当該他の登録商標の使用をしている指定商品又は指定役務 そ の一の登録商標に係る商標権者、 商標権が移転された結果、 )が害されるおそれのあるときは、当該他 その者の業務に係る商品又は役務と自己の 専用使用権者又は通常使用権者に対し、 専用使用権者又は通常使 同 一の商品若しくは 当該一の登録

商標権の効力が及ばない範囲)

となつているものを含む。 )には、及ばない。第二十六条 商標権の効力は、次に掲げる商標 (他の商標の一部

(商標権の効力が及ばない範囲)

第二十六条 商 標 権 の 効 力 は 次に 掲 げる商標 に は、 及 ば な ١J

号、 用 当 しし 5 己 れ 名 の 若 肖 る 像 方 商 < 法 又 で は は U 表 筆 自 < 示す 名 己 若 の る 氏 U れ < 商 名 標 は 若 ت U 似 ħ < す 5 は る 名 の 称 商 著 名 若 の な U 普 略 < は 称 名 を 著 普 名 通 な に 雅

能、 期 役 の 地 形 を 務 は 状 該 普 用 の 販 普 使 を 指 通 途 売 含 に 通 用 地 定 む の 名 用 数 称、 L١ 量 方 品 品 次号 質、 5 法 若 れ 態 提 若 様、 る 供 しくは に 原 はこ 方 おいて同じ。 の 材 法 料、 価 場 所、 で 格 時 表 若 期 効 に 又は 示する **質**、 U 能 類 < 当 は 提 用 途 、 提 商 供 該 供 標 指 価 の 格 の 用 定 数 品 量、 方 に 商 若 法 供 U 品 < 若 す 形 通 に る 類 状 U は < 似 生 称 物 は す 産 包 産 時 効 る 若

四 Ξ 供 若 効 能 当 法 類 の 当 < 若 該 似 価 場 該 所、 は 指 す 指 用 格 < 役 る 若 定 途 定 務に 質 、 役 商 は 商 U < 品 時 数 品 務 つ 若 期 量 の は 提 若 しし U を 普 提 供 U < 普 通 供 < て 形 の 慣用 はこ 状、 名 の 方 は 通 用 称、 指 に に さ 定 用 法 供 れ 価 れ 役 格 若 す に ١J 産 てい 務又 若し し く 地、 類似す 5 る れ 物、 < は る る 販 は こ 方 る 商 は 売 時 効 法 期 役 標 れ 生 地 能、 産 5 で 又 務 若 に 表 品 は 用 の 類 U 質 当 普 示 途 < 似 す 該 通 す る 名 原 指 数 は 材 量 、 る 使 定 称 商 商 標 用 料 役 品 の 務 態 提

Ξ

方

法

若し

<

は

時

期

を

普

通

に

用

١J

5

れ

る

方法

で

表

示

す

る

商

提 供 該

供

の 用 定 格

指

の

五 装の機 品 又 能 は を 商 確保するために不可欠な立体的形状のみから 品 の 包 装 の 形 絥 で あつて そ の 商 品 又は 商品

第二項 略

商標

自 芸 己 名 の 若 肖 像 < 又 は は 筆 自 名 己 若 の 氏 名若 < は U こ < れ 5 は 名 の 著 称 名 若 し な < 略 称 は を 著 名 普 な 通 雅

に 商 若 地 用 供 U 当 しし 品 す < に 販 該 5 る 類 は 売 指 れ 物、 似 生 地 定 る す 産 方 商 る 若 法 効 品 品 役 若 しく 質、 で 能、 しく 表 務 の は 原 用 示 は す 途 普 使 材 料、 こ 通 用 る 数 名 の れ 商 量、 称 方 効 に 標 能、 法 類 態 提 若 似 しく 様 、 供 用 す の 場 途、 る は 価 商 所、 格 時 数 品 期 若 量 の 質、 又 し く 普 は 形 通 状、 提 当 名 は

称、

産

様 、 効 供 方 に U 当 法 能 類 の 当 該 若 似 価 場 該 、は役 指 U 用 す 格 所、 指 < 途 、 る 定 若 定 質、 務 商 役 は 商 U < に 品 時 数 務 品 量、 若 若 期 の は 提 つ 普 供 提 しく しし U を τ < 普 形 通 供 の 状、 は 慣 は 通 名 の 用 方法 こ 用 称 に 指 に 供 さ 定 用 価 れ れ 役 ١J 格 産 若 す に て 5 若 地 る 類 務 U U < ١J 又 n 物 似 < は 販 は す る る これ る 役 方 は 売 商 時 効 地 法 生 期 能 又は 5 で 産 務 若 に 表 品 用 の 当 質、 類 示 U 途 、 普 < 似 す 該 通 る 原 指 数 名 す は 材 る 商 使 定 量 称、 役 商 用 料 提 態 の

四

第二項

( 登録商標等の範囲 )

第二十七条 登録商標の範囲は、願書に記載した商標に基づいて

第二項略

定

んめなけ

ればなら

な

l,

他

人の

特

許

権

等との

関

係)

第二十九条 他 抵 用 に 商 触する部分につ 人の著作 新 よりそ 品 又は 案権若しくは意匠 の 指 権 商 定 商 標登 役 務 ع 標 抵 権 者、 ١J 触 録 に τ す 出 つ その態様により登録 るときは、 権又はその 願 ١J 専 ての 用使 の 日 登 録 前 用 権 の 商標登 指 定 商標 出願に 者又は 商 の 品 録 係 使 通 商標の 出 る 常 又 用 願の がそ 使 は 他 人の 指 用 使 定 日 の 権 用をするこ 役 前 特許権、 使 者 ıά 務のうち に生じ 用 の 態 指 た 実 樣 定

団体構成員の権利)

とが

できな

第三十一 権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲について 団体商標に係る登録商標の使用をする権利を有する。 該法人の定めるところにより、 規定する法人の構成員(以下「団体構成員」という。)は、 ത 商標権につい 条の二 団体商 て専用使用権が設定されたときは 標に係る商標権を 指定商品又は指定役務につい 有する第七条第一 ただし、 専用使用 項に

登録商標等の範囲)

第二十七 商標に基いて定め 条 登 録 商 なけ 標 の れば 範 囲 ならな は 願 ١١ 書 に 添附した書面に表示し

第二項略)

他人の意匠権等との関係)

第二十 により 商品 てその態様により 丘 すると 権 又は 又はその 九 きは、 条 そ の 指 商 定 商 商 役 標 指 標 定 標 務 登 権 · 登 録 商品 につ 登 録 者、 録 出 商 標 又 は 出 願 しし 専 願 τ の 用 の の の 使 指 日 使 登 日 定 前 用 用 役 前 の 録 権 意 匠 をすることができない。 務 に 商 者又は通常 生じた他 標 の うち抵 登 の 録出 使 用 人の 触 願 が 使 す る 部 に そ 用 の 著作権と 係 権 る 使 者 は、 分につ 他 用 の 抵 の 態 指 l١ 意 定

は、この限りでない。

2 前項本文の権利は、移転することができない。

ては、通常使用権者とみなす。五十二条の二、第五十三条及び第七十三条の規定の適用につい3 団体構成員は、第二十四条の四、第二十九条、第五十条、第

4 は 条第 す 用 の る 九 権 規 寸 条第一 四項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を 定の適用については、 通常使 につい 体商標に係る登録商標についての第三十三条第一 若し 項 ての 用権を < の効力を有する通常使用権 は 商標権若しくは 第三十一 有する者又はその商標 条第四項におい 同号中「又は商標権若しくは 専用使用権についての第三十 の を有する者」 て準用する 使用をす る権利を 特 とある 許法第九 項 専 第三号 用

(先使用による商標の使用をする権利

する団体構成員」とする

第

三十二条 準 若 出 又 役 争 は 用 願 務 の 又は する場合を含 < こ の 目 的 は 際 れ 第五十五条の二第二項 (第六十 に で 第 類 れ な 他 らに < 九条の四 似 人 す そ の む。 る 類 の 商 商 似 商 標 の 標 す 標 登 る商 において準用する意匠法第十 規定に 登 録 の 使 出 録 用 品 出 願 より、 をし 若しく 願 前 に から日 てい 係る 又 は は 条 た 役 指 本 の 二 第 結 務 玉 定 十七 果、 につ 商 内 第 品 に 条 そ l١ 若 お の τ 項 の U い て 不 < 七条の三 に そ 商 お 標 の 第 は l١ 登 商 指 正 τ 項 録 標 定 競

先使用による商標の使用をする権利

第 又 は 準 役 争 三十二条 若 出 \ \ 用 務 願 の 又 は する場合を含む。 の こ 目 は れ 的 際 第五十五条の二第一 ٦ に で 第九条の三の 類 れ 他 な 5 < 似 人 す に の そ る商 類 商 の 似 標 商 標 す 標 登 に 規 登 の る 録 定に おい 使 商 録 出 項 用 品 出 願 て準用する意匠 ょ を 若 願 前 (第六十条の二第一 ij U U に か τ < 5 係 、は役務 又は第十七 ١J 日 る た 結 指 本国 定 果、 に 商 内 法 つ 品 に 第十 条 しし 若 お そ 項 の 二 の τ L l١ 七 に 商 そ < τ 条 お 標 の 不 第 は の しし 登 商 指 正 τ 項 録 競 定

又 は い の τ れ る た 第 そ τ 商 時 τ 商 ŧ 手 標 の ١J 品 に 項 る と 又 は の 商 続 し の 同 標 補 た 規 使 様とす ŧ 用 役 も 定 の 正 は、 務 に を 書 使 の より、 ۲ す 用 を を る る を そ 表 提 み 権 す の 示 出 な 利 る 者 するも さ そ L ば、 場 た れたと の を 商 有す 合 際 は、 のとして需 継 標 る。 続し 現 き 登 ば、 そ に 録 てそ そ の 出 当 該 商 の も 願 業 の 要 ۲ が 品 商 務 又 商 者 標 の 手 品又 は が 商 続 を の 間 承 役 自 標 補 継 務 は に 己 登 正 に 役 広 の 書 L 録 つ 務 < 業 た 出 を に 提 者 L١ 認 務 願 つ に τ 識 に の 出 つ そ l١ さ 係 際 U

第二項略

( 特許権等の存続期間満了後の商標の使用をする権利 )

第三十三条の二 におい す は 許 な に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合 役 指 権 者は、 権利を有する。 務につ 場合に限る。 定商品 て 若しく 原 そ L١ てそ 特許 の 特 許 商 は指 標登 の登録商標又はこれに 権 権 ただし、 の 定役務又はこれらに類 範囲内におい の 録出願 存続期間が満了したときは、 その使用が不正競争の目的でさ の日前又はこれと同日の特許 7 類 そ 似する商 の 似する商品若しく 商標登 標の使用 録 出願に係 その原特 出

「に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権3 前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願2 第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

は そ 商 τ 商 時 — 標 の ١J 品 手 に 項 又は 続 の 商 る し の ع 補 た 規 使 標 用 役 も 定 の き 正 は、 を 使 務 書 の に より、 す ع 用 を を を す 表 み る 提 そ の 権 示 出 な 利 る 者 す U さ そ は、 る を 場 た れ の 合 も 際 た 商 有 は のとし ح す 継 標 る。 続 現 き 登 ĉ ل پ そ に 録 し τ τ そ 出 当 の 一願が手 需要 商 そ の もとの 該 業務 の 品 商 又は 商 者 標 品 の が 続 を 商 又 承 役 間 標 補 自 務 は 継 に 己 登 正 広 L に 役 の 録 書 つ 務 < 業 を た 出 者 しし に 提 認 務 願 に τ つ 出 識 に の ١J つ 際 係 L

又 た 第

第二項略)

いのてれる

τ

ŧ

同

様と

す

ź

間が満了したときに準用する。と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期

第三十三条の三 似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似 くは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有 競争の目的でされない場合に限る。 する商標の使用をする権利を有する。 商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類 する通常実施権を有する者は、 の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若し において、 に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触する場合 その特許権の存続期間が満了したときは、 商標登録出願の日前又はこれと同日の特許出願 原権利の範囲内において、 ただし、 その使用が不正 その満了 そ の

合に準用する。2(第三十二条第二項及び第三十三条第二項の規定は、前項の場

間が満了したときに準用する。と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期に係る実用新案権又は意匠権がその商標登録出願に係る商標権3.前二項の規定は、商標登録出願の日前又はこれと同日の出願

特許法の準用)

| 第三十五条 特許法第七十三条 ( 共有 ) 、第七十六条 ( 相続人が

特許法の準用)

第三十五条 特許法第七十三条 (共有)、第七十六条 (相続人が

の 商 第 な を除く。 標 九 ١J 場 合 あるのは、 号 権 +中 八 に 条 準 の 移 第 特 用 転 す 許 る。 項 第 権 と読み替えるものとする。 相続その他の一般承継によるものを除く。 分割 の 디 消 の場合におい 号及び第二項 滅)、 移 転 第九十七条 (相続その他の て 登 第一 録 同 法第九十 の 項 効 果) 般承継によるも 放 棄) の 規定 条第一 並 は、 び 項 に

登 録 料

第 四 じ。 この 第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。 件ごとに、 1十条 条、 の数を乗じて得た額を納付しなければなら 第四十 商 六万六千 標 権 の 一条の二、 設 円に区分 定 の 登録を受ける者は、 第六十五条の七及び別表において同 (指定商品又は 指定役務が属する 登録料として、 な 以 下

2 て、 商 標 れば 権 件ごとに、 の ならな 存 続期間 十五万千円に区 の 更新登録 の 分の数を乗じて得た額を 申請をする者 ば 登 録 料とし 納 付

第三項 略 U

け

4 ろにより ところにより、 通 第 商産業省令で定める場合には、 項又は 現金をもつて納めることができる。 第 \_ 特 許 項 印 の 紙 登 をもつてし 録料の 納 付は、 なけ 通商産業省令で定めるとこ 通 れ ば 商 なら 産業省令で定める な ιį ただし

> 九 ١J + 場 八条第一 合 の 特 許 項 権 第 の 消滅)、 号 及 び 第二 第 九 + 項 七 条第一 登 録 の 項 ( 効 果) 放 棄) の 規 定 並 びに は

な

第

商 標 権 に 準 用 す る。

登 録 料)

第 九四十条 商 標 権 の 設 定 の 登 録 を受け る者は、 登 録 料 とし

件ごとに、 六 万 六千円 を 納 付 U な け ħ ばならない

2 と し 商 て、 標 権 一件ごとに、 の 存続 期 間を更新した旨の登録を受ける者は、 十三万円を 納付しなければ なら な 登 録 料

第 三項 略

4 ところに 項又は第二 より、 特 項の登 許印 紙 を 録 も 料 つてし の 納 付 · は、 な け れば 通 商 ならない 産 業省令で 定 め る

登 録 料 の 納 付 期限

第 四 <del>|</del> |-条 第 項 略

3| 2 以 内 特許庁長官は、 を限 י) י 前項に規定する期間を延長することができる。 登録料を納付すべき者の請求により、三十日

納 付しなければならない。

前

条第二項の規定による登録

料は

更新登録の申請と同時に

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 きる。 X 権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、四万四千円に 決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、 万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、 一項の規定にかかわらず、 分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。 この場合においては、 商標権の設定の登録を受ける者は、 登録料を分割して納付することがで 商標登録をすべき旨の査定又は審 一件ごとに、 第四十条第 四

2

商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第

きる。 二項

この場合においては、

の規定にかかわらず、

登録料を分割して納付することがで

更新登録の申請と同時に、

( 登 録 料の納付 期 限)

第 四十一条 (第一項略)

2 権の存続期間の満了前にその送達があつたときは、 登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日(商標 条第二項の規定による登録料は、 商標権の存続期間の更新 存続期 間 の

満了の日)から三十日以内に納付しなければならない。

以内を限り、 特許庁長官は、 前二項に規定する期間 登録料を納付すべき者の請求により、三十日 を延長することができる。

3

円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、十万千とに、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに

- 後六月以内にその登録料を追納することができる。いときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過の満了前五年までに納付すべき登録料を納付することができな3.商標権者は、第一項又は前項の規定により商標権の存続期間
- 五年の日にさかのぼつて消滅したものとみなす。登録料を納付しないときは、その商標権は、存続期間の満了前までに納付すべきであつた登録料及び第四十三条第三項の割増第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年4 前項の規定により登録料を追納することができる期間内に、
- 合に準用する。
  うののでは、第一項及び第二項の場の規定は、第一項及び第二項の場
- 付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納ら、前条第二項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき

(利害関係人による登録料の納付)

を納付することができる。登録料(更新登録の申請と同時に納付すべき登録料を除く。)第四十一条の三(利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、

2 2 第四十二条 第四十三条 すべき登録料のほか、 更新登録の申請をする者は、 四十三条の三第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月 61 二 者 を (既納の登 ることができる。 き者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求す 割 経過した後は、 て の 前 は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。 期間の満了前五年までに第四十三条の三第二項の取消決定又 前項の規定により登 増登録料) は納付した日か .期間の満了前五年までに納付すべき登録料(商標権の存続 請求に 項 第 過誤納の登録料 の規定 :四十一条の二第一項又は第二項の規定により商標権の存 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により より返還する。 既納の登録料は 録 による登 料の返還 請 5 -求することができない。 その登録料と同額の割増登録料を納付し 録料の返還は、 録料を納付した利害関 年 第四十条第二項の規定により納付 同項第二号の登録料については第 次に掲げるものに限り、 同項第一号の登録料につ 係人は 納付した 付すべ 2 第四十二条 第四十三条 過した る の規定は (過誤納の登録 特許法の準用) 前 項 後 の は、 規定による登録 登録料の納付に準用する。 特許法第百十条(利害関係人による特許料の納付) 過誤納の登録料は、 請 求することができな 料の返還 料の 返還は、 納付した者の請求により ١J 納付した日から一年を経 返 還 す

なければならない。

- ればならない。き登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなけは、同条第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべ2.第四十一条の二第二項の場合においては、前項に規定する者
- 料を納付しなければならない。までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録第一項又は第二項の規定により商標権の存続期間の満了前五年3.第四十一条の二第三項の場合においては、商標権者は、同条
- り、現金をもつて納めることができる。 産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところによにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商4 前三項の割増登録料の納付は、通商産業省令で定めるところ

第四章の二 登録異議の申立て

(登録異議の申立て)

ついては、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをす合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号の一に該当するこ第四十三条の二(何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内

## ることができる。

定に違反してされたこと。 ば第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規 二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項又 二項若しくは第五項、 その商標登録が第三条、第四条第一項、第八条第一項、第 第五十一条第二項(第五十二条の二第

コ その商標登録が条約に違反してされたこと。

#### (決定)

第四十三条の三 登録異議の申立てについての審理及び決定は、

- 2 決定(以下「取消決定」という。 に該当すると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の 三人又は五人の審判官の合議体が行う。 審判官は、 登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一 )をしなければならない。
- 3 なかつたものとみなす。 取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在し
- 4 決定をしなければならない。 に該当すると認めないときは、その商標登録を維持すべき旨の 審判官は、 登録異議の申立てに係る商標登録が前条各号の一
- 5 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

## (申立ての方式等)

第四十三条の四 ない。 を記載した登録異議申立書を特許庁長官に提出しなければなら 登録異議の申立てをする者は、 次に掲げる事項

所 登録異議申立人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居

コ 登録異議の申立てに係る商標登録の表示

囯 登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

2 3 二に規定する期間の経過後三十日を経過するまでに前項第三号 旨を変更するものであつてはならない。ただし、第四十三条の により又は職権で、 に掲げる事項についてする補正については、この限りでない。 特許庁長官は、 前項の規定により提出した登録異議申立書の補正は、 遠隔又は交通不便の地にある者のため、 前項に規定する期間を延長することができ その要 請求

る。

4 ばならない。 審判長は、 登録異議申立書の副本を商標権者に送付しなけれ

5 に準用する。 第四十六条第三項の規定は、 登録異議の申立てがあつた場合

(審判官の指定等)

第四十三条の五 三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定 第五十六条第一項において準用する特許法第百

に準用する。は、第四十三条の三第一項の合議体及びこれを構成する審判官

## (審理の方式等)

することができる。
は参加人の申立てにより、又は職権で、口頭審理によるものとによる。ただし、審判長は、商標権者、登録異議申立人若しく第四十三条の六(登録異議の申立てについての審理は、書面審理

項ただし書の規定による口頭審理に準用する。項及び第四項、第百四十六条並びに第百四十七条の規定は、前2)第五十六条第一項において準用する特許法第百四十五条第三

を生ずる。
るときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があ3、共有に係る商標権の商標権者の一人について、登録異議の申3

#### (参加)

ることができる。定があるまでは、商標権者を補助するため、その審理に参加すに関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決第四十三条の七(商標権についての権利を有する者その他商標権

2

第五十六条第一項において準用する特許法第百四十八条第四

参加人に準用する。項及び第五項並びに第百四十九条の規定は、前項の規定による

(証拠調べ及び証拠保全)

のとする。

一年八」とあるのは「審判長八」と読み替える」と読み替えるもおいて、同条中「読み替える」とあるのは、「、同法第三百三おいて、同条中「読み替える」とあるのは、「、同法第三百三おいて、同条中「読み替える」とあるのは、「、同法第三百三年八十条及び第百五十一条の規定は、登録異議の申立てについて第四十三条の八 第五十六条第一項において準用する特許法第百

(職権による審理)

いても、審理することができる。商標権者、登録異議申立人又は参加人が申し立てない理由につ第四十三条の九善登録異議の申立てについての審理においては、

ることができない。 立てがされていない指定商品又は指定役務については、審理す2 登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申

(申立ての併合又は分離)

第四十三条の十 同一の商標権に係る二以上の登録異議の申立て

するものとする。については、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合

離をすることができる。2(前項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分

(申立ての取下げ)

があつた後は、取り下げることができない。第四十三条の十一(登録異議の申立ては、次条の規定による通知

項の規定は、登録異議の申立ての取下げに準用する。2)第五十六条第二項において準用する特許法第百五十五条第三

(取消理由の通知)

ばならない。
、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなけれ、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなけれ、商標権者及び参加人に対し、商標登録の取消しの理由を通知し第四十三条の十二 審判長は、取消決定をしようとするときは、

(決定の方式)

れに記名し、印を押さなければならない。がる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審判官がこ第四十三条の十三(登録異議の申立てについての決定は、次に掲

一 登録異議申立事件の番号

又は名称及び住所又は居所 商標権 者、 登録異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名

彐 決定に係る商標登録の表示

四 決定の結論及び理由

五 決定の年月日

2 ならない。 理 に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなけ 登 特許庁長官は、 | 録異議申立人、 決定があつたときは、 参加人及び登録異議の申立てについての審 決定の謄本を商標権者 れば

審 判の規定の準用)

第四十三条の十四 ١J ら第六項まで及び第百七十条の規定は、 十五条、 百三十三条、第百三十三条の二、第百三十四条第四項、 ての審理及び決定に準用する。 第百五十二条、 第五十六条第一項において準用する特許法第 第百六十八条、 登録異議の申立てにつ 第百六十九条第三項か 第百三

2 法第百三十五条の規定による決定に準用する。 第四十三条の三第五項の規定は、 前項において準用する特

 $\overline{\phantom{a}}$ 商 標登 録 の 無 効 の 審 判)

第 四 標 登録を無効にすることについて審判を請求することができる 十六条 商 標 登 録 が 次の各号の一に該当するときは、 そ の商

> 商 標登録 の 無 効 の審判)

第 標登録 四十六条 を無効にすることについて審判を請求することができる 商 標 登 録が次の 各号の に 該当するときは、 そ の 商

二以 る ことが 上の の 場 で も 合 ŧ の に につ る。 お しし て、 ١J て 商 は 標登録 指 定 商 に 品又は 係る指 指 定 商 定 品又は 役 務 ご ح 指 に 定 役 請 求 務 す が

定 は 二項にお に違 そ の 第七十七条第三項 項 若 商 U 反 U < 標 l١ てさ 登録 て準用 は 第 れ 五 が 項、 た する場合を含む。 第 ع に Ξ -条、 き。 おい 第五十一 第 四 て準 条第一 用する 条第二 項、 項 特 許 第五十三条第二 法第二十 第 第五十一 八 条 第一 五 条の二 条 項、 の 項 規 又 第

ニ その商標登録が条約に違反してされたとき。

Ξ L そ な l١ の 者 商 の 標 商 登 標 録 登 が 録 そ 出 の 願に 商 標 対 し 登 録 てされ 出 頭に たとき。 より生じた 権 利 を 承 継

四 第三 登 権 を 録 商 享 が 項 標 条 有 に 登 す 約 お 録 ることが が に い . 違 τ さ 反 準 れ することとなつたと 用 た で する特許法 後 きない に お ١J て、 者になつたと 第二十五 そ の き。 商 一条の規 標 ₹ ` 権者が 又 は 定 に 第 七十 そ ょ の IJ 七 商 商 標 標 条

 $\overline{\mathcal{H}}$ 項 第 号 登 か 録 5 がさ 第三号 れた後において、 まで 第 五号、 その登録商標が 第七号又は 第十六号 第 四 1条第一 に

(第二項以下略)

げ

る商標に該当するものとなつているとき。

| きは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただ第四十六条の二 | 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したと

以 こ 上 の の 場 もの 合 に に お つ ١J ζ ١J て は 商 標 登 指 録 定 商 に 品 係 又 る は 指定商品又は 指 定 役 務ごと 指 に 定 役 請 求 務 が す

ることができる。

て < そ の は第三項、 準 条 用 第二項、 する 商標 特 登 第 録 許 第 五十三条第二項 八条第一 が第三条、 法第二十 項、 五 一条の 第 第 二 Л 又は 規 条 項 第 定 第七十七条第三 若しくは第 に 違反してされ 項 第七条第一 五 項、 た 項 第五十 ح 項 に ē, 若し お

一 その商標登録が条約に違反してされたとき。

Ξ U な そ の ١J 者 商 の 標 商 登 標 録 登 がそ 録 出 の 願 商 に 標 登 対 U 録 て 出 さ 願 れたと により生じ た権 利 を 承

継

四 登 権 第 Ξ 録 を 商 享 項 標 が に 登 条 有 約 す お 録 ることが い が に さ 違 τ 反することとなつたとき。 準 れ 用 た で す 後 き る に な 特 お l١ 許 ١J ヾ 者 法 に 第二十五条 なつたとき、 そ の商標権 の 規 者 定 又 が は 第 に そ ょ 七 + の IJ 商 七 商 標 条 標

(第二項以下略)

ij る お ζ, 至つた時 商標権は、 · 標 登 その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したとき 録 から存在しなかつたものとみなす。 が 前 そ 条第一 の商標登録が同項第四号又は第五号に該当 項第四号又は第五 号に該当する場合に

2 5 栣 又は第五号に該当するに至つた時を特定できないときは İ 存在しなかつたものとみなす。 前項ただし書の場合におい その商標登録を 無効にする旨の審判 ζ 商標登録が前条第 の請求の登録の日 項 第四号 商標

第

第

+

は

第一 四 四 項 請 の 競 は + で 審 商 条 第 第 + 求 争 第 + することが 亡 判 標登録 五 号 項第三号 の ば 号 項 か 目 項 的 若 の 5 を受けた場合を除く。 規 第十四号まで若しくは第八条 商 第十五号 で 商 U くは 定に 標登 に 標 商 で 該当 権 標 き の 登 第十七号の規定に違反してされたとき(不正 違 録 す が な 設 の 録 反してされたとき、 定の ١J るときは、 規定に違反してされたとき を 第三条、 受けた場 3 登 録 第四条第一 の その 合を除く。 日から五 ソヌは 商 商標 第一 標 商 項 年を経 標 登 登録 登録 項、 録 第八号若 に 商標登 第二項 過 つ が (不正の目 が 第四十六条 第 U ١J て 四 Ū た . 後 は 録 < 条第 若 の が第 同 L は 項 的 < 第

場

の

定に違 たと 四十七 ときは、 — 号 合 登 第 き 、 を 録 八 除く。 の 反してさ 条第一項、 から第十五号まで、 条 日から 商標登 その商 商標 五年を経 標 れ 録 登 が第四 登録 又 は たと 録が第三条、 第二項若 に 商 き 過 つ 標 条 第一 不 しくは第 第七条第一項若しくは第三項 U ١١ 登 τ 録 正 た 第 四 項 後 の が 競 第十 は 同 争 前 · 条 第 五 条 項 の 第 号若しくは 項の規定に 目 請求することが の I 的 で 審 項 項 判 は、 第三号 商 第八号若 標 第十 商 標 違反し 登 に 録 で U 権 該 を 七 てされ 若し ŧ 当 < の 受 号 は な 設 す け の る 第 しし 定 た 規

第四十八条及び第四十九 削除

> 商 標 権の 存続期 間 0 更新 登 録 の 無効 の審判)

第四十八条 商標権の存続期間の更新登録が次の各号の一 に該当

第 用 五 一十条 権 者又は 継 通 続 常使 U て三 用 権 年 者のいずれ

なる商標

平仮名、

片仮名及びロー マ字の文字の表示を相互に

商

標

登 録

の

取

消

U

の

審 判 )

に つ ١١ τ の 登 録 商 標 書体の 以上日本国内にお H に変更を加えた同一 もが各指 ١J て商標権 定 商品 又は指 者、 の文字から 定役 専 用 務 使

> 商品又は指定役務が二以上のものについては、 求することができる。 するときは、 そ の 更新登録を無効にすることについ この場合において、更新登録に係る指定 指定商品又は指 て 審判を請

定役務ごとに請求することができる。 その更新登録が第十九条第二項ただし書の規定に違反して

されたとき。

たとき。 その更新登録が当該商標権者でない者の出願に対してされ

2 第四十六条第二項の規定は、 前項の審判の請求に準用する。

第四十九条 ٥ の登録の日から五年を経過した後は 登録についての同項の審判は、 間の更新登録が前条第一項第二号に該当するときは、その更新 し書第二号の規定に違反してされたとき、 商標権の存続期間の更新登録が第十九条第二項ただ 商標権の存続期間を更新した旨 請求することができない 又は商標権の存続期

へ 商 標 登 録 の 取 消 U の審 判

第 五十条 又 は につい 用 権 指定役務に係る商標 者 又は通常 ての登録 継 続 U 使 て三年 商 角権 標 の 以上 使 者 登 用 の を 日 録 い を取 本国 して ず れ IJ しし も 内 消すことについて審判 な が各指定 に いときは、 おいて商標権 商 品 そ の 又 は 者、 指 指 定 定 専 た請 用 商 役 品 務 使

同じ。 変更 す は 社会通念上同 において同視される図形からなる商標その他の当該登録 ること 指 定 す る 役 の 務 が ŧ 使 で に の 用 で 係 ー と 認 き る を あつて る。 商 し め 標 τ 登 ١J られる商標を含む。 同 録 ないときは、 を取り消すことについ の 称 呼 , 及 び 何人も、 観 念 を 以 生ず 下こ そ τ の の る 審 指 条におい 商 定 標 判 商 を 商 標と 品 請 観 求 又 て

求することが

で

2 き ۲ 商 定 被 定 又 の は に 役 は 品 役 請 登 前 つ 又 務 求 務 通 録 項 は しし に 人 の 常 前 の の τ が 使 審 指 係 l١ Ξ 限 ず 年 判 正 定 る 用 証 IJ 当 役 明 以 の 商 れ 権 で な 務 標 L か 者 内 請 な 理 に 登 な に の に 求 しし 由 つ 録 L١ つ しし 日 が が い 限 ١J ず 本 あつた場 の てそ 取 ı) 玉 て れ あ ること 消 か の 内 が の 商 登 に U 登 を 標 そ 合 録 お を被請 免れ に 録 権 商 の ١١ お 者 標 請 商 τ ば しし 標 な の 求 商 ١, 求 標 τ の 使 に は、 使 そ 用 係 人 権 た だ が の を る 用 者、 指 指 明 を U そ ŕ 5 定 τ 専 の U 定 τ 商 か 商 用 審 L١ に そ 品 る 品 使 判 い ے ح の 又 又 U な 用 の 指 は は た ١١ 権 請 ح 定 指 を 指 者 求 2

使用がその 使 で 用 の 権者 間 ζ の ات 項 登 の の 審判の請求がされることを知つた後であることを請 録 l 審 日 ずれかがその請求に係る指定商品又は 判の請求前三月からその審判 商 本国内に 標 の 使用をした場合であつて、 お ١J て商標権者、 専 の 用 使用 請求の登録 7 の 権 登録 指定役務に 者又は通 の日 商標 ŧ

3

限

IJ

で

な

ت

又 は 正 定 る 証 標又は 連 定 の 合商 当 役 商 明 役 登 前 な 務 標 U 務 通 録 項 ない 当該他の 理 に 登 標となつている他 の 常 前 の つ 使 由 録 L١ Ξ 審 判 しし 限 ず が の 用 年 וֹ) τ 取 れ 権 以 の あ そ 登録商標) る 消 か 者 請 内 こと 商 標 に の に 求 の U 登 を つ い 日 が を 録 免 権 しし ず 本 あ の つ 被 商 れ 者 τ れ 玉 ば、 登 の か た 標 な の 内 請 録商標 使 場 登 が 求 の ١J に そ 用 使 録 そ お 合 人 用 の を の に が た 商 い だ 指 していることを被 があるときは、 明 を 標 請 τ お して Ų 定商品 求 5 てそ 商 ١١ ては、 か に 標 そ 係 に しし の 権 又は 者、 の 登 な る L 指 指 そ た l١ 録 ع ر ح 定 定 の 指 商 専 当該登録 き 商 定 標 商 用 審 は 請 に 品 役 ح 品 使 判 つ 又 務 求 相 の 又 用 は 人 こ l١ は に 互 権 請 が 指 指 の τ 者 求

人が明らかにしたときは、この限りでない。商標の使用をしたことについて正当な理由があることを被請求る登録商標の使用に該当しないものとする。ただし、その登録求人が証明したときは、その登録商標の使用は第一項に規定す

第五十三条 (第一項及び第二項略)

3 第五十二条の規定は、第一項の審判に準用する。

第

五十三条の二

登 録

商

標

がパリ条約の同盟

玉

世界貿易機関の

3 前条の規定は、第一項の審判に準第五十三条 (第一項及び第二項略)

用する。

第五十三条の二 登録商標がパリ条約の同盟国若しくは世界貿易

当 き れ の 諾 正 又 U る 加 当 は < 商 該 た 日 を 商 得 な は 標 標権に相当する権利に限る。 国若し 商 も 前 指 又は 理 役 標 の な 定 で 由 役 務 登 年 い 録 で が 務 又 こ あ 以 は ع れ る そ を 内 な は に ۲ す こ 取 に の L١ 商 IJ き 代 代 の る れ 類 標 に 消 は 理 理 も 5 似 法 すことに に す 人 人若しくは の 条 る商 その そ 若しく で 類 約 あ の 似 の ı) 標で 商 商 す 締 は つ 標 標 る 約 ١J 商品 あつ に 代 代 に か 玉 関 を 関 表 表 く に τ 審 す τ 有 す 者 者 若 お 判 る で 又 る そ 当 す U l は < を 権 あ 権 の 該 る て 当 者 商 請 利 つ 利 商 は 権 求 を た 該 を 標 役 利 の 標 す 務 当 有 者 商 有 登 に に ることが す 標 す を 該 関 に 録 係 る 登 ょ る 出 指 る す 権 つて る 者 録 者 利 願 定 商 ば が、 出 の 商 品 に 権 で さ 願 承 品 若 係 利

第 五 + 標 几 権 条 は 商 そ 標 の 登 後 録 消 を 滅 取 する。 IJ 消 す べ き 旨 の 審 決 が 確 定 U たと き は

2 項 登 の 録 審 を 項 判 取 の の IJ 規 請 消 定 求の す に か お旨 登 か 録 わ らず の審決が の 日に 消 第 滅したも 確定したとき 五十条第一 のとみなす。 項 Ιţ の 審 商 判 · 標 権 に ょ ij 商

第 第 + 五 五 + + = 条 五 第 条 条 の 項 第 四 + の 第 審 五十二 六 判 条 第 の 条の二 請 項 求 が の 第一項、 規 あ つた 定 ば、 場 第 第 合 に 五 五 + = + 準 用 条 す 条 第 第一 る 項 項 及 第 び 五

> が、 は τ 出 の 商 品 機 に さ 願 承 品 若 係 関 当 れ の 諾 正 又 U る の 当 は < 該 た 日 を 商 加 も 得 商 な 指 は 標 盟 前 理 役 又 玉 標 の な 定 は で 年 l١ 役 務 登 由 に あ 以 で が 務 又 こ お 録 とす る と 内に そ は を な れ L١ 取 の l١ こ に て IJ き 代 代 の る れ 類 商 消 理 理 Ĺ も 似 は 5 標 人 す の に す 人 に ことに 若 若 そ そ る 関 で 類 の U U の あ 似 商 す ij < < 商 す 標 る 商 つ は は 標 標 る で 権 ١J 代 代 に か 商 あつて当 利 に 表 表 . 関 つ、 τ 関 を 品 審 有 す 者 者 す 若 そ 判 る で 又 る U す は の る を 権 あ 権 < 該 つ 当 請 利 利 商 は 権 者 求 を た 該 を 標 役 利 の す 務 当 有 者 商 有 登 に る こ す に 標 す 該 録 を 係 る 出 権 ょ 登 る 指 る つ 録 者 願 定 商 利

第 五 商 +標 兀 権 条 は 商 そ 標 の 登 後 録 消 を 滅 取 す IJ る。 消 す ベ き 旨 の 決 が 確 定 U た ح ŧ は

が

で

き

る。

第 十三条 五 五 + + 条 五 の 第 条 項、 の 第 几 審 + 判 第 五十一 六 の 請 条 求 第 が 条 Ξ 第 項 あ つ の た 項 規 場 定 合 第 は に 五十三条第 準 第四十八 用 す る 条第一 項 又 は 項 第 第 五

(拒絶査定に対する審判における特則

第 発 + 五 見した場合に準用す 兀 十五条の二 条第一 項 の 審判 第十 に 五条の二及び第十五条の三の規定は、 ぇ る。 おいて査定の理由と異なる拒絶の理由 第 四 を 2

場合に準用する。

項

の審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した

、「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるも四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第2)第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条

のとする。

拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 合において、 お るのは「第十六条の十二(第五十五条の二第二項及び第三項に したとき」と、 を請求したとき」 条の三の規定は、 いて準用する場合を含む。 第十六条の十二及び特許法第五十条の規定は、 第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判 第十六条の三第一項中「第十六条の十二」とあ 第十六条の二、 とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起 第四十四条第一項の審判に準用する。 \_ 第十六条の三及び意匠法第十七 と読み替えるものとする。 第四十四条第 こ の 場

- 3 とする。 て、 判の請求を理由があるとする場合に準用する。 の九から第十六条の十二までの規定は、 条の六中「審査官」 第十六条、 第十六条の五第二項中「 第十六条の四 とあるのは から第十六条の七まで及び第十六条 特許庁長官」とあり、 「審判長」と読み替えるもの 第四十四条第一項の審 この場合におい 及び第十六
- 決をしなければならない。 、前項の規定にかかわらず、更に出願公告をすることなく、審いて、その商標登録出願について既に出願公告があつたときは4 第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合にお
- 5 第三項において準用する第十六条の四の申立てがあつたとき

(特許法の準用)

第

四十 及 び 四 手 第 準 5 六 び 条 五 商 続、 二 十 三 + 用 第 + 標 第 か 五 六 同 五十二条の二第一項 法 す 四 5 五 百 条 項 六 る。 第一 及び 条 法 第 条 項 第 訴 七 同 条 第 第 第 兀 第 + 訟 百 こ 第 項 百 法 + ۲ 条 第 第 特 三 十 三 及び 六 十 項、 項 項 第 の の ま 百 六 許 三 十 百 項、 場 項 関 で 条 法 六十一 審 第二 ح ع 九 第 又 第 合 係 条 第 は 読 ぁ 条 百 に 及 第 五 の 百 \_ 項 、 る 第 項 第 六 お び 決 百 条から第 み 三十一条 まで、 十七 審判 条 百二十五 ١J 五 替える の Ξ の 1十六条 項 中 ヾ 効 第 第五十三条 第 は 条及 五十 果、 中 に 百六十一 第一 も 第 同 お 百 第 商 条第一 から 百三十 のとす 条の二 び 五十四 標 第 百二十 法 け 審 法 百二十 第 百 第百 判 項 る 第 一 条 第 費 第 及 の 第一 六十 四 項、 Ξ + = 用) 請 並 百 条 兀 び 第二 求、 + 項 び 条 五 ま 条 項 + で、 第一 匹 条 第 又 九 の に 第 第 項、 は 条 第 五 条 条 規 審 八 ع 百 項、 第 項 第 + 第 第 定 判 条 第 六十 項 は、 官、 第 五 ぁ ま 百 又 + で、 五 第 三 百三十二 لح る 項 項 条 項 は  $\dot{\equiv}$ 七 + 第 中 又 あ の 審 <u>(ו</u> は 条 第 五 項 第 は 第 判 判 条 第 百 の 項 第 百 に の か 百 条 及

> 6 条 項 に お l١ て準 用 す る 特 許 法 百 . 六 十 · 条 第 項 審

は

几

項

の

審

判

の

審

判

官

が

判

ات

IJ

決

定

を

す

る

特許法の準用)

は

第

三項

の規定は

適用し

第 四 十 <u>-</u> + \_ 判 五 及 は 第 判 条 第 五 項 項 び 項 第 百 に の か 百 条 及 + ۲ 五 六 同 商 百 四 準 手 5 六 第 び 第 六 条第 標法 続、 条 法 二十三条 + 用 第 + 第 第 百三十一 条 -条 第 一 第 五 す 項 四 第 五 同 百 る。 + 及び 第 項、 百 法 条 訴 七 特 六十 第一 項 第 四 訟 + 項 許 第二 条 第 ح 百 条 + こ 条 項 第 法 まで 及び 項、 百三十五 の の ع ع 九 六 六 第 第百二十 場 関 項、 + 項 読 あ 条 条 第 第二 審 る 第 項 第 又 第 合 係 百三十三条 み Ξ 条 は 第 替 の 百 に 及 <u>·</u> 項 、 び 条から第百 中 第 お 百 五条、 え 項 項 第 六 決 は 五十 百二十 審 る 中 の 五 + しし + て、 も 商 第 第 七 判 効 第 果、 Ξ 第 百 四 条 に 百 六 第 の 標 Ξ + 六十 条 とする。 百二十 条 + 及び第百六十 百 法 五 同 お 第 第 八 五十四 百三十 Ξ + -第 条の二 法第百三十二条 け 審 か ら第 四四 条第一 る費 条 判 項 条 + の 又は 第一 用) 兀 匹 条 請 並 百 条 条 第 求、 第一 項 び 五 ま 条 第 条 に 項 + で、 第一 第 九 第 項 の 項 条 第 八 項 五 第 規 ۲ 又 ۲ + 五 第 第 定 判 百 条 第 及 項 項 六 十 は + あ ば 官、 ま 百 び 又 あ Ξ は 第 ı) 条 項 で る 項 五 第 第 七 第 の 第 中 の

2 第 特 Л 許 + 法 六 第 百 条 第 五 + 項 五 の 条 第 審 Ξ 判 項 に 準  $\overline{\phantom{a}}$ 用 審 す 判 る。 の 請 求 の 取 下 げ の 規 定 は 2 第 兀 特 + 許 六 法 条 第 第 百 五 + 項 又は第四十 五 1条第 Ξ 項 八条第 審 判 の 項 請 の 求 審 の 判 取 দী に 準 用 の す 規 定 る は、

再 審 の 請 求

第 事 五 者 + は、 七 条 再 確定し 審 を 請 た取 求 す ることができる。 消 決定及び確定審 決 に 対して は、 そ の 当 第

第二項 略

 $\overline{\phantom{a}}$ 再 審 に ょ IJ 回 復 U た 商 標 権 の 効 力 の 制 限

第

五

九

条

取

IJ

消

U

若し

<

は

無

効

に

U

た

商

標

登

録

に

係 る

商

標

第

五

+

九

条

無

効

に

若し

<

は

取

IJ

消

U

た

商

標

登

録

又は

無

効に

た

行 権 為 が に 再 Ιţ 審 に 及 ょ IJ ば 回 な l١ 復 L た とき は 商 標 権 の 効 力 ば 次 に 掲 げ る

お け る 当 取消決定又は 該 指 定 商 品 審決が 又は 指定役 務につ ١١ τ の 当 該 登 録 商 標 の

確

定

U

た

後

再

審

の

請

求

の

登

録

前

に

善 意 の 使 用

当

該

第 六

+

取

IJ

消

若しく

は無効にした

商

標

登

善

意

に

U

た

第三十

七

条

**冷**各号

に

掲

げ

る

行

為

Ξ †

七条各号

に

掲げ

る

行

為

が

IJ

回

復 Ų

場合、

又 は

絶

す

ベ

き

た た

場

合に

お

l١

て 願

当該

取

消決定又は審決

が

確 の

定

L 定 旨 録

た の の に

後

再 録 決 る

審

の あ あ 標

請 つ つ 権

商 再

標 審

登 に

録 ょ

出

に

つ U

い た

て

再

審

に

ょ

IJ 拒

商

標 を

権

設

登 審 係

が が 商

当 該 取 消 決定又は 審 決 が 確 定 U た 後 再 審 の 請 求 の 登 録 前 に

> 再 審 の 請 求

五 + 七 条 確定 審 決に対 U て は、 そ の 当 事 者 ば 再 審 を 請 求

す

ることができる。

第 垣項 略

再 審 に ょ IJ 回 復 U た 商 標 権 の 効 力 の 制 限

き U た ば、 存 続 商 期 標 間 権 の の 更新登録 効 力 は、 次 に 係る に 掲 げ 商 る 標 行 権 為 が に 再 は、 審 に 及 ょ ば IJ 回 な しし 復 L

定 商 当 品 該 審決 又 は 指 が 定 確 定し 役 務 た に つ 後 再 しし 審 て の の 当 請 該 求 登 の 登 録 商 録 標 前 に の 善 お 意 け の る 当 使 該 用

指

当 該 審 決 が 確 定 U た 後 再 審 の 請 求 の 登 録 前 に 善 意 に し た

第

第 六 + 条 無効に Ĺ 若しく は 取り消した商標 登 録 若しく は 無 効

場 にした 合、 又 存続期間の更新登録 は 拒 絶 を す ベ き 旨 に の 係 審 決 る が 商 標 あ つ 権 た が 再 商 標 審 登 に 録 ょ 出 IJ 願 回 若しく 復 た

は商標 権の 存続期 間 の更新 登 録 の 出 願 流につい τ 再 審 に ょ IJ 商 標

権 す の の 録 定 求 示 利 る 者 す 登 商 役 の 場 る を は 録 標 務 登 有 合 も の 又 又 録 す 継 際 は は の は 前 ۲ 現 る 続 こ に そ に 善 し U れ れ そ 当 の τ τ に 5 意 該 商 そ 需 の 類 に に 業 品 の 要 商 似 類 日 又 商 者 標 す 務 似 本 品又 は が す 玉 の る を 役 間 る 承 自 商 内 は 務 に 継 己 標 商 に 広 U に 役 の の 品 お つ 務 < 使 若 た 業 l١ ١J 認 務 者 に 用 τ U に τ つ 識 に を < 当 そ つ l١ さ 係 し は 該 い の 指 τ れ る た 役 そ て 商 て 商 結 務 定 ŧ 標 果、 の い 品 に 商 つ の 商 る 又 品 は 標 ح 再 若 同 使 L١ 樣 き て 用 役 審 の U は ح 当 を 務 < 使 の す す 用 を 請 該 は る る を そ 表 求 登 指

第二項略

(特許法の準用)

第

六 法 Ξ 再 七 五 + 第 条 審 + + 兀 第 に 几 準 条 + 条 条 第 の 六 項 用 条 す 又 特 Ξ 第 第 る。 は 項 許 法 第 及 項 項 百 こ び 第 の 第 百 第 第 + 場 七 五 十三条 合 五 五 五 項 + + 条 に 審 Ξ 条 の お  $\overline{\phantom{a}}$ 第一 条 ١١ 判 第 第 再 て、 の 項、 審 規 項 項 同 定 の 第 又 条 等 請 は ۲ 第 五 の 求 + 第 あ  $\equiv$ 準 期 五 る 項 用 間 + 条 中 の 第 は \_ 並 の 条 第 規 び 。 二 項 に 百 定 <del>-</del>+ 商 は 第 第 標 百

審決等に対する訴え)

۲

読

み

替

え

る

も

の

ح

す

る

有 合 も の 又 又 録 が 権 は、 は は す 継 の 際 前 あ の る。 ۲ 現 こ こ に つ 設 続 そ し し に れ れ 善 た 定 そ 当 の τ て に 5 意 場 の 該 需 商 そ の 類 に に 合 登 業 品 要 似 日 に 録 の 商 類 又 商 標 す 似 本 若 務 者 お は U を 品 の が る す 玉 L١ 承 役 又 間 自 商 る 内 て、 < 継 務 は 己 標 商 に に は 当 に の の 品 お L 役 広 商 該審 つ < 業 使 若 標 た 務 l١ 者 L١ に 認 務 用 L て 権 決 に て つ 識 に を < 当 の そ ١J は が 存 つ さ 係 し 該 しし の τ れ る た 役 指 確 続 商 そ 商 結 務 定 期 て て 定 果、 ŧ 標 の ١J 品 に 商 し 間 る 又 つ 品 た を の 商 ۲ は い 同 標 再 若 後 更 使 き τ U 再 新 樣 用 の 役 審 e は、 当 ۲ を 務 の < 審 U 使 す す 用 を 請 該 は の た る 登 旨 を そ 表 求 指 請 権 す の 示 の 録 定 求 の 利 る 者 す 登 役 の 登 商 録 を 場 は る 録 標 務 登

第二項略)

特許法の準用)

第 み 五 法 Ξ 再 七 六 替 + 第 条 審 + + え 匹 第 に 四 — 条 +る 準 条 条 も 第 六 項 用 第 Ξ の 条 又 す 特 項、 第 る。 ۲ は 項 許 す 法 第 及 百二 び こ 第 第 項 百 五 の 第 + + 第 場 七 五 Ξ 兀 + 五 合 項 +条 条 Ξ に 第 八条第 条 の お 審 l١ 判  $\overline{\phantom{a}}$ 項 第 再 τ の 又 規 審 は 項 項 定 同 の 等 第 条 請 五 第 ۲ 第 の 求 十 三 期 五 Ξ 準 あ 項 用) 間) + る 条 条 の 中 の 第 は の 並 第 規 び 項 に 百 定 ح は 第 商 + 第 百 標

審決等に対する訴え)

第 耳 る 六十三条 の 対 お 却 す しし 下 る τ 第 準 の 訴 え 及 用 六 決 + 定 す 取 び 消 に 条 る が 二 決 対 登 第 定又 す 録 + 異 る 六 第 訴 議 条 は えは、 申立書又は の 二 項 審 決 に 第 に お 東 対 しし する 京高等 項 τ 準用 審判若し の 規 訴 え、 裁 す 定 判 る に < よる 場 第 所 合 は の 五 専 再 却 を +審 含 下 五 属 む。 管 の の 条 請 の二第 轄 決 ح 求 定 に す 書 に

等

裁

判

所

の

専

属

管

轄と

す

る

2 項 び る 五 条 + の 第 の 第 特 は、 第 百二十 訴 百 許 又は 条 え 七 法 の 項 に + 第 準 決 九 百 商 Ξ 条 第 第 七 標 用 定 条 ۲ 五十二 す 法 の か + る。 読 第 取 5 八 み 四 項 消 第 条 一条の二 第二 替 若 ٦ 百 + U 及 び えるものとする。 六 しくは 八十二 の 項 場 条 第一項 第 合 裁 か 条 第百二十 に 判 5 項、 お の ま 第 六 ١J 正 で ヾ 第 第 本 項  $\overline{\phantom{a}}$ 五 五 の ま 五 被 + + 条 同 送 告 で Ξ の 二 法第 付) 条 適 条 第 格 出 第 第 百 の 訴 項、 七 規 出 期 項 項 + 定 間 訴 又 は 第 九 の 等 は ۲ 五 条 通 第 + ぁ 中 前 知 及 2

(出願の変更)

第六十五条 (第一項略)

2 又は 前 審 項 決 の が 規 確 定 によ 定 た る 後 出 ば 願 の す 変更は、 ることが 商 で 標 き 登 な 録 1 出 願 に つ ١J て 查定

3 ょ る 第 出 + 条 願 第一 の 変 項 更 の 及 場 び 合 第 + に 準 用 条 す 第 四 項 の 規 定 は 第 項 の 規 定 に

> 第 六 び る 条 + = 審 第 の + 判 又は 第一 条 六 . . . . . . . . . . . . . の 二 項 審決 再 審 に の お に 第 対 す 請 L١ 求 頂 τ 書 準 る の の 用 規 訴 え、 却 定 す る 下 に の ょ 場 第 る 合 五 決 +定 を 却 含む。 に対する 下 五 の 条 の 二 決 定 訴 に 第 に え 対 お は、 す 項 L١ る て 東 訴 準 第 六 京 え 用 + 高 及 す

+ 項 び Ξ る 条 条 の 第 の 審 第 特 第一 ば、 の 訴 決 百 許 百二十三条 = 七十 え 又 法 項、 に は \_ 第 ح 準 百 商 決 九 読 第 標 用 定 条 七 五 第 + 法 す の か み <del>+</del> る。 5 八 替 取 第 四 項 消 第 え 条 第二 る 条 若 こ 百 + も U の 及 第 六 八 + = < 場 び 項 の 条 とす 項、 は 裁 第 合 か 第 に 判 条 5 る 第 百 お 第 項 の ま 六 五 しし 正 で + 十三条第一 て、 第 本 項 四十八 五 被 の ま 条 同 送 で 告 付) の 法 適  $\overline{\phantom{a}}$ 条 第 出 格 項又は 第 百 第 の 訴 規 出 期 七 項 項 + 定 間 訴 第 九 は の 等 五 第 ح 条 通 五 中 前 及 あ 知

出願の変更)

第六十五条 (第一項略

2 で 公 告 き 前 な を 項 l١ す の 規 ŧ 定 に 旨 の ょ る出 決定 の 願 謄 の 本 変 · の 送 更 は、 達 が 商 あつた 標 登 録 後 出 は、 願 に す つ る ١J こ τ ح 出 が 願

3 ょ る 第 出 + 条第三項 願 の 変 更 及 の び 場 第 合 +に 準 条 用 す 第 る 四 項 の 規 定 は 第 項 の 規 定 に

# ( 防護標章登録に基づく権利の存続期間 )

の登録の日から十年をもつて終了する。第六十五条の二(防護標章登録に基づく権利の存続期間は、設定

なくなつたときは、この限りでない。十四条の規定により防護標章登録を受けることができるものでより更新することができる。ただし、その登録防護標章が第六2 防護標章登録に基づく権利の存続期間は、更新登録の出願に

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録)

長官に提出しなければならない。録の出願をする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁第六十五条の三善防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登

- 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 防護標章登録の登録番号

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

- 満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。2.更新登録の出願は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の
- ができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(定により更新登録の出願をすることができる期間内にその出願る者は、その責めに帰することができない理由により前項の規3 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をす

限り、その出願をすることができる。在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に

願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。 間の更新登録の出願が次の各号の一に該当するときは、その出第六十五条の四 審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期

護標章登録を受けることができるものでなくなつたとき。 一 その出願に係る登録防護標章が第六十四条の規定により防

□ その出願をした者が当該防護標章登録に基づく権利を有す

る者でないとき。

べき旨の査定をしなければならない。の出願について拒絶の理由を発見しないときは、更新登録をす2.審査官は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録

八条(審査官の除斥)及び第五十二条(査定の方式)の規定は第六十五条の五 第十四条及び第十五条の二並びに特許法第四十

査に準用する。、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願の審

(防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新の登録)

登録をする。ときは、防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の男六十五条の六(次条第二項の規定による登録料の納付があつた

載しなければならない。2)前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲

住所又は居所「防護標章登録に基づく権利を有する者の氏名又は名称及び「

二 登録番号及び更新登録の年月日

三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

(登録料)

乗じて得た額を納付しなければならない。る者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分の数を第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け

を乗じて得た額を納付しなければならない。受ける者は、登録料として、一件ごとに、十三万円に区分の数2.防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を

| 3 第四十条第三項及び第四項の規定は、前二項の場合に準用す

# (登録料の納付期限)

日以内に納付しなければならない。録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十第六十五条の八善前条第一項の規定による登録料は、防護標章登

以内に納付しなければならない。
にその送達があつたときは、存続期間の満了の日)から三十日達があつた日(防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了前利の存続期間の更新登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送 前条第二項の規定による登録料は、防護標章登録に基づく権

以内を限り、前二項に規定する期間を延長することができる。3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日

(利害関係人による登録料の納付)

ることができる。第六十五条の七第一項又は第二項の規定による登録料を納付す第六十五条の九(利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、

ることができる。き者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求すり、前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべ

### (過誤納の登録 料の返還)

第六十五条の十 の規定による登録料は 過誤納に係る第六十五条の七第一項又は第二項 納付した者の請求により返還する。

2 前項の規定による登録料の返還は、納付した日から一年を経

過した後は、 請求することができない。

( 防 護標章 登録に基づく 権利 の附 :随性)

第六十六条 防護標章登 録に基づく権利は、 当 該商標 権 を分割し

たときは、 消 滅する

2 防護標章登録に基づく 権利は、 当該商標権を移転したときは

その商標権に従つて移転する。

3 防護標章登録に基づく権利は、 当該商標 権 が消滅 U たと き は

消滅する。

商 標 に関 する規定 の 準 用 )

第 六十八条 第五条、 第五条の二、第六条第一項及び第二項、 第

九 条の二か 5 第十 条まで並びに第十三条第一 項の規定は、 防 護

指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定め

に準用する。この場合において、

第五条第一項中

指定商

標

章

登

録出

願

指定商品又は指定役

る商品及び役務の区分」とあるのは 四 防 護標章登録出願に

務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

님

防 護 標章登録に基く権 利 の 附随 性

第六十六条 防 護 標章登 録 に 基く権 利は、 当該 商 標権を移転した

分割して移転したときは、 消滅する。

ときは、

その商標権に従つて移転する。

ただし

その商標権を

消滅する。

2

防 護

標章登

録 に

基く権

利

ば、

当

該

商

標権が消滅したときは、

商 標に関する規定の準用)

第 六十八条 第五条第一項及び第三項、 第六条第一項、 第 九 条の

二から第十条まで並びに第十三条第一 項の規定は、 防 護 標章 登

録出願 に準用する。 この場合において、 第五条第一項中「

品又は指定役務並びに次条第一項の政令で定める商品及

び役務の区分」とあるのは、  $\equiv$ 指定商品又は指定役務並び

四 防護標章登録出願に係る商

に次条第一項の政令で定める商品及び役務の区分 と読み替え

3 2 料 録料」 二までの規定 第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項」 は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登 八条第二項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十 護標章登録に基づく権利に準用する。 第三十三条の三まで、 とあるのは、 条 合 の登録番号の記載がないとき。 いとき。 いとき。 係る商標登 一条の二第 第二項若 において、 第十四条から第十五条の二まで及び第十六条から第十七条の 第五条の二第一項中「四 第十八条、 と読み替えるものとする とあるのは とあるのは U 録 は、 項の規定により商標登録をすべ 第二十六条から第二十八条まで、 くは第 第十五条 の登録番 第六十四条」と読み替えるものとする。 防 五 護標章登録出願の審査に準用する。 項、 第六十五条の七第一項の規定による登録 第三十五条及び第六十九条の規定は、 第一号中「第三条、 四 五 第五十一条第二項(第五十二条の二 防護標章登録出願に係る商標登録 指定商品又は指定役務の記載がな 指定商品又は指定役務の記載がな と読み替えるものとする。 この場合において、 第四条第一項、 き旨の査定若しく 第三十二条から この場 第 十 第 防 八 3 2 二 項 若 三条、 の 審 し書第一号に該当するとき」とあるのは、 ただし書中「第四条第一 に基づく権利に準用する。 から第四十三条まで並びに第六十九条の規定は 並びに第二項、 を除く。 とあるのは、「 るものとする。 標登録 七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつていると 十八条まで、 第十四 第十八条、 とあり 查 第四条第一 しくは第 に準用す の登録番 条から第十七条の二までの 第三十二条、 第二十一 第十九条第一項及び第二項(同項ただし書第二号 第二十条、 第六十四条」 る。 第二十二条、 五 項、 項、 こ の 場 条第 第 七 第 五 項第一号から第三号まで、 + この場合において、第十九条第二項 第三十三条、 条第一項若しくは第三項、 合に 第二十一条第一項第一号及び第三号 項第 と読 第二十三条、 お 条 第二 み ١J 一号中「 て、 替 規定は、 項、 えるものとする。 第三十五条、 第十五 第十九条第二項ただ 第二十六条から第二 第五十三条第二 「第六十四条の規定 防 一条 第 一 護 標章 防護標章登 -1 第五号、 第四十条 登 第 号

八 中 録

条

第

出

願 第

項

4 え 条 十三条第二項」 立て及び審 第 五 約 る 五十二条の二第二項 + 第 五十三条の三、 -六 条 ŧ 号及び 八条第一 四十三 とあ の の 二 ۲ する。 第四十 る 判 条の二から のは ま 項、 に で ۲ 準 第二 六条 の 規 第五十四条第一項及び あ 用 第 る す 定は、 六十 る。 第 の において準用する場合を含む。 項 第四十六条の二まで、 は「第六十四条」 若しくは こ の 場 ・四条の規定若しく 項第一号中「 防護 合にお 第五 標章 項、 登 第 三 ١J 録 第 ۲ て、 五十五条の二から 第 に -条、 五十一 係る は条約」 第五十三条の二、 同 第四十三条の二 登録異 項第 第 条第二 四 ع 四 条 号中 第 議の申 読 第 項 み 第 \_ 五  $\overline{\phantom{a}}$ 項 4

護標章 更新し の 商 か 条 に あ 第二 .標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権 設 る 5 係 第 定の登 五十 第 る の 七号 · 登 録 · 標 登 た旨の登録」と、 号 再 は 中「 審 七 に基 録 録 ま 及 条から 防 で 若しく 出願」 び 護標章登 第三十 訴 ۲ 訟 第 とあるのは「防護標章登録出願若しくは は 権 七 に 六十三条の二まで 防 利の存続期 録に係 第六十条中「 条各号」 準 :護標章登録に基づく 用する。 又はこれらに類似する商品若しく る防護標章登録に基づく とあるの こ の 場 間 商標登録に係る の 更 の はっ 合に 新 規 登 定 おい 権利 第六十 録の出願」 は、 て、 の 防 存続期間 商標権」 七 護 権利」 条第二 第 標 ٢ 五 章  $\overline{+}$ 登 ع 号 九 録

5

により防護標章登録を受けることができるものでなくなつたと

と読み替えるものとする。

四十六条第一 しく 項若しくは第三項、 四 五十一条第二 ۲ 条まで及び 防 第 は 四 護 条約」 十四四 同項 標章登 第四 条から第四十六条まで、 項、 ۲ 項 録 第 第一 読 号 五十五 に み替 中 係る審 第五十三 号 第 八条 中「 え る 条 条の二から第五十六条の二まで 約 判 も 条第二項」 第一 第三条、 に のとす ح 準 用 項、 あ る す る。 第 る の 第二項若しく 第 と あ 四条第一項 は 五十三条 この場 る 第 六十四 の の 二 はっ 合 に は第五 第七 条 か 第 お の 六 しし の 5 規 + 条 規 項 て、 第 第 五 定 兀 定 若 第 第

号 条 に 第二 か 係 5 る 五 第 号 再 +中「 審 七 七 **号** 及び 条 第三十七 ま か で 訴 5 訟に 第 ع 六 + = 条各 読 準 用 み 号 す 替 条の二 ر چ え る ۲ こ も あ ま るのは、 で の の とする 場 の 合 規 に 定 は、 お ١١ 第 六十七 ヾ 防 護 第 標 条第二 五 章 + 登 九

5

はっについて当該登録 役 務につい τ 当 該登 録 防護標章と同一の商標」 商 標又は れに 類 似 す る ے 商 読 標 み 替 とある える

(手続の補正)

の

とする。

第 ハナナハ 查、 ことができる。 商 標 登 審 . 条 録 判又 又は の 二 は 再 防 審 護 商 に 標 標 係 章 登 属して 登 録 録 出 に 願、 関 l١ る す 防 ,る手続 場合に 護 標 章 限 登 を י) U 録 た 出 者 そ 願、 の は 補 正 請 事 求 を そ 件 す が の る 審 他

(手続の補正)

第 六 十 ٩ 查、 達 が ことが とする商 商品若しく より補 る場合を含む。 くは第三項(第六十条の二第一項(前条第五項において準用す 商 標 又は前条第二項において準用する場合を含む。 あつた後は 審 登 八 条の二 できる。 録 正をすることができる場合を除き、 判又は 又は は指定役務又は願書に添付した商標登録を受けよう 表示した書面 再 防 審 護 商 ただし、 に係 標章登 又は前条第四項 標 第十六条の十二(第五十五条の二第二項若し 登 属し 録 出 録 出 について補正をすることがで 願、 願公告 τ に 関 い る す 防 にお をすべ る 場 護 合に限 手 標 続をし ١١ 章 き当 一登録 て準用する場合を含む 1) 願書に記載し の決定の謄本の送 た 出 そ の 者は、 願、 )の規定に 補 請 正 事 求 きない た指定 件 を そ す が の る 審 他

第 六 権 + 指 に っ 九 定 L١ 商 τ 品 又 の 指 は 第二十条第四項、 定 指 商 品 定 又は 役 務が二以上 指定役務 第三十三条 が二以 の 商 標 上 権 第 の に つ 商 項、 標 ١١ 登 τ 第三十五 録 の 又は 特 則 商 条 標

に

お

١J

て

準

用

す

る

特

許

法第九十七条第一

項若しくは

第九十

八

条

第 六十 特 権 許 に 九 法 つ 第 l١ 条 ての 九十七条第一 指 第 定 三十三条 商 品又は 項 若 第 指 しくは第九十八条 定役 項、 務 第三十 がニ 以 - 五条 上 の 第一 に 商 お 標 項 L١ 登 第 一 τ 録 準 又 号、 用 は す 商 る 第 標

指

定

商

品又は

指

定役務

が

以上

の

商

標

権

に

つ

١J

τ

の

特

則

四十六条の二、 録 の 六 τ は +そ 第 が 規 れぞ 六 さ 定 + の 第 れ 第 れ 適 準 号 又 用 七 条 に + 用 に は す 第 商 つ お 五十 標 l١ 条 る l١ 四 + 権 て 第 同 て は 法 準 匹 Ξ が . 項 第百三十二条 用 指 第 す の る 第五十六条  $\equiv$ 定商品又は 号又は 同 第三項、 法 第 第七十 第一 百 第一 指 七 第 項、 定 + 四 十六 役務ごとに 四 項 五 条 第 条 に 第 五 第 お 条 + 第 い 項 九 項 て 項 商 若 第 条、 に 標 お U 뤽 登 第 l١ < 第

ある も の ح み な む。 + 用 に 第 に つ 百二十五 す お い 条 る ١J ては、 第一 同 て準用 法 第 五 条、 項 第 第一 + 指 百三十二 す る 兀 定 第 五十 条 \ 商品又は 号 同 又は 法 第 百 六 条 条 第五十六条第一項において準用す 第七十五 第 七十四 第 指 定 項、 . 役 項 条第三 務ごとに 条第二項 第 に お 五 ١J + 項 九 て若しくは

は

商

標

権

が

あ

る

も

の

ع

み

な

す。

第五号

規 +

定

の

適

用

商

標

登

録 の

が

さ

又

条、 に

第

六

条、

第

七 準

お

١J

てそ

れ

ぞ

れ

第

六十一

る 合

同 を

四十六条第二

項

第

四

条第二

項

に

お

l

て

用

する

場

含

2 のとみなす。 品又は指定役務ごとに商標 τ の 第 定 五十 商 品又は 九 条 又は第 指 定役務が二以上の商 六 十 権の存続期 条の 規 定 の 間の更新登録がされた 標登録 適 用につい 又は 商 τ 標 は 栣 につい 指 定商

登 録 商 標 に 類 似 する商標 等につい て の 特 則

第 七

第 二

+

五

条、

第二十

第三十

条第二

項、

第三十一

登

商

標

に

類

似

す

る

商

標等に

つ

١J

τ

の

特

則

条

第二 条

項

第三十

一条の二第

項 九条、

第

三 十

Д

第

項、 五

第三十

八

第二

項

第

+

第

五十二条の二

第 一

+

九

第

六十

四

4条、 五

七十三条又は第七

Д

お 第

け

る

に

の

標

に

商

で

あ 条 項 条

つ に

て、

彩

を 登 条

第  $\equiv$ 七 録 + ٢ 号 、 五 認 商 標 + 条 、 め 標 匹 条 条第一 5 ح に 第 六十四 ば、 同 第十九 れ 第二十 る そ 項、 も に · 条、 九 条第二 の す の 条、 を る 登 第三十 第 含 も 録 七十 の 商 第三十 項 む ح 標 八 ただし書 も Ξ 条 す に の 一条又は 第二 条第二項、 ۲ れ 類 ば 似 項、 第二 る 登 す 録 る 第 七十四 号 商 第 商 五十条、 第三十一条第二 若しく 標 標 ۲ で 条に 同 あ つ は て、 第三項、 の お 第 五十 商 け 標 色 る 彩 項 九 で あ を 登 条 第 登 録 第

第二項以

下

略

第二項 以下 略 لح 録 商

認 商

め

5 ۲

れ

る

も に そ

の

を る 登

含 も 録 第 条

む の 商

も の

ح れ 類

す ば 似

標

同 ば、

す

とす

登 す

録 る

商

標 標 +

۲

同

の

商

標 色

で

あ

る 登 録 第

2 第 第 する。 事 七 四 七 Ξ 十五 † – 商 項 商 定、 又 又 商 滅 を掲 商標 標 又 専 は は 標 第二項以下略 防 標 商 は 処 公 報 条 移 標 用 消 護 条 原 公 転、 権、 載 報 処 使 滅 標 分 権 簿 への 分 U に 用 章 の の 次 ば、 第 に な 権 変 専 登 制 設 の 定、 け 更、 登 用 又 録 限 掲 制 こ れ 項 使 限 は に げ 録 基づく ば の 略 消 用 通 存 る ならない。 法 滅 権又は 常 続 事 律に規定する 又は処分の 使 期 項 用 権 間 は、 通常 権 利 の の の 更 特 使用 設 設 新 許 定、 庁に 定、 制 分割 権 も 限 の を 保 存 備 存、 の 目 続 え ほ 的 期 移 る 転、 か、 ح 移 間 商 転、 す の 標 次 る 変 更 原 更、 に 質 変 新 簿 更、 権 に 掲 移 消 げ の 登 る 設 消 転 滅 録 2 第 第 七 する。 四 Ξ 七  $\equiv$ =事 十 五 商 商 項 定、 商 滅 は 分 + 又は 出 出 の 出 を 標 標 第二項以下 商 専 消 防 の 商 標 放棄、 (公報) 願公告後における第十六条の二第一項(第五十五条の二 掲 公報に 条 標 用 滅 護 標 条 願公告後における商 願 移 制 原 公告 転、 権、 処 使 標 限 載 権 簿 分 章 次に への U 用 の 第一 取下げ若しくは無効 後に は、 な 専 の 権 登 設 変 · 略 ) 更、 定、 け 用 又 登 制 録 掲 おけ こ の げる事 録) 項 ればな 使 は に 限 (略) 基く 存 消 用 通 権又は る 法 滅 常 続 律に 拒 5 又 使 権 期 項 ない。 標登録出願により生じた権利 絶をす は は、 用 利 間 規 処 通 権 の の 常常 定 分 の 設 更 特 新、 す の 使 設 許 定 定、 ŧ る 用 制 庁 権 に 旨の査定又は商 も 限 存 移 備え 転、 を 保 の 続 存、 期 の 目 ほ 的 間 る 変 更、 か、 商 ح 移 の す 転、 標 更 る 新、 消 次 原 . · 標 登 に 質 変 滅 簿 更、 の 掲 権 移 又 に 録出 は 承 げ の 転 登

消

設

又

処

録

継

る

第七十六条 手数料を納 (手数料) の規定により承継 決又は再審の確定した決定若しくは確定審決 れらの取下げ の二第四項の規定によるものを除く。 登録異議の申立てについての確定した決定、 商 標 第十三条第二 第六十三条第 登録異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこ 権 付しなけ 次に掲げる者は、 の 消 滅 へ 存 項 の に れ 項 届出をする者 お ばならない。 の訴えについての確定判決 続期間の満了によるもの及び第四十 いて準用する特許法第三十四 実費を勘案して政令で定める額 審判の確定審 条第四 条 項 の 第七十六条 七 四 거 五 手数料を納 (手数料) 用する場合を含む。 の規定により くは再審の確定審決 示した書面の補正 役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表 合を含む。)の規定による却下の決定 る場合を含む。 第一項(第六十条の二第一項(第六十八条第五項において準 第十三条第二項にお 第六十三条 商標権の消 出願公告後における願書に記載した指定商品若しくは指定 判若しく 付し 次に掲げる者は、 第 承継の届出 なければ は再審の請求若しくはその取下げ又は審判若し 滅(存続期 )又は第六十八条第二項において準用する場 項の訴 )又は第六十八条第四項において準用す な しり をする 5 えにつ 間 τ 実費を 準用 な の満了によるものを除く。) **!** ) する しし 勘 て 特許法第三十四条 案して政令で定める の確定判決 第 兀 額 項 の

四

 $\equiv$ 

する同法 は次条第一 を含む。 十一条第二項 場合を含む。 いて準用する場合を含む。 第十七条の二第二項 項の規定による期 第五条第二項の規定による期日の変更を請求する 項において準用する特許法第四条若しくは第五条 第四十三条の四第三項(第六十八条第四項にお (第四十一 において準用する意匠法第十七条の四、 間の延長又は次条第一項において準用 (第六十八条第二項にお 条の二第六項において準用する場合 第六十五条の八第三項若しく l て 準用する 第四

四 Ξ 第七十二 第七十二条 条の の 規 規 定 定 により書類の謄本 に より証 明 を請求 又は する 抄本 者 の 交付を 請

する者

六 五 を τ 請求す 調製し 第七十二条の 第七十二 る た 部 条 分 の に 規 規 記 定 定 録されて に により書類 より 商 L١ 標 る 原 の 次簿 の 閲覧 事 項 うち 又は を 記 謄写 磁気テー 載 U を た 書 請 プをもつ 求する 類 の 交 付 者

(第二項及び第三項略)

4 ところによ 通商産業省令で定める場合には 第 項又は IJ 第二 特 許 項 印 の 紙 手数料の をもつてしなけ 納付は、 通商産業省令で定めるとこ れ 通 ば 商産業省令で定め なら な ١į ただし る

> 듸 二第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。 する者 て準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請 第五条第一項の規定による期間の延長又は次条第一項におい 若しくは次条第一 第三項(第六十八条第三項において準用する場合を含む。 含む。)において準用する意匠法第十七条の四、 七条の二第二項 は第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、 又は第六十八条第四項において準用する場合を含む。 第十六条の五第二項 (第六十八条第二項において準用する場合を 項にお (第五十五条の二第三項 いて準用する特許法第四条若しく (第六十条の 第四十一条 第 十 は

几 第七十二条 第七十二条 の の 規定に 規定に ょ ょ IJ IJ 書類 証 明 の を 謄 請 本又は 求する

抄本の

交 付

を

請

求

者

求

す る

五 六 を τ 調 請 第 第七十二条 製し 求する 七十二条 た 部 分 の の 規定 規定 に 記 録 に に さ ょ ょ IJ IJ れ 商標 書 て ١J 類 る 原 の 事 閲 簿 のうち磁 覧又は 項を記 載 謄写を請 気テー た書 プ 類 求 を する の 交付 もっ 者

第二項及び第三項略)

4 ところに 第 一項又は より、 第二項の手数 特 許印 紙 を 料 も つて の納 U 付 ば、 な け れば 通商産 な 5 業省令で な 定 め

ろにより、現金をもつて納めることができる。

第五項以下略)

(特許法の準用)

第 七 替 に 定 ば、 えるも 商 お 標 l١ 七 こ 法 て、 条 の 第 の とす 兀 同 法 特 + 律 法 許 る ات 法 兀 第 第三 条 兀 規 第 条 定 中 する 期 条 から第五条まで ( 項 若しく 第 間及び 百二十一 は 第四 期 条 日 第一 + に 期間及び 五 準 用す 条 第 項 る。 ۲ 項 あるのは、 期 ح 日 ح の の 場 読 規 み 合 第

2 て、 規 条 第 録 項 中 四 又 定 第 特 止は、 又は は + +許 同 兀 法 防 法 第 八 百二 第 条 第 護 条 第 商 兀 六 第 九 標 標 か + + 登 章 5 条 条 五 録 第二十 項 若 中 登 か 条 条 録 出 5 第 第 U 第 に 願 第十六条まで、 < 百二十 関 四 項 項 は第四十五条第一 する手続 条まで並 防護標章登録出 ځ とあ 一条 第一 同法第十七条第三項中「二 る に び に 準 第十七 の 項 用 第 は 願、 \_ す 百 項 る。 条第三項 ح 商 九 ある 請 求 標 + ۲ 四 こ 法 第 の の そ 条 及び 場 四 同 は の + 手 法 合 他 第 に 四 第 続 商 商 + 標 お 兀 条 標 第 兀 法 ١١ 登 の 項

2

続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反

手続がこの法律又はこの

律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

いるとき

とあるの

\_ の \_

手続につい

て商標法

第五項以下略

特許法の準用)

商標法 七 読 第五条第二項中「 に 定 み 替 ば、 お +しし 七 ح 第四 えるも て、 条 の 同 法 + 特 兀 の 法 律 許 とする。 条 に 第 法 第一 四条 規定 第三条 審判長」 項 中 す 若 る か U 5 第 期 ある < 間 第 五 百二十一 は 及 条 の 第 び まで ( は 兀 期 条第一 + 日に準 · 五 条 審判長又は審査 期 第一 項 用 間 がする。 及 項 び とある 期 ح ا こ 日 官」 の の はっ 同 場 の 法 規 合

て、 規定は、 条 第 録 又は 特 許 項 中 兀 第 又 は \_ + 同 + 四 法 八 法 第 防 2第六条 第四 百二十 商 標 条 条 第 護 第一 標 九 か +登 5 条 章 中「 五条第 項 から第十六条まで、 \_ 登 録 第二十四 若し 録に関 出 条 願、 第 第 百二 < 項 項 す 防 条 は +第 る 護 ま 说標 章 い で 並 四十 手続 ح ح 読 ぁ 条 登 る 五 第 に び み 条 準 録 に 第 替 の 項 第 百 十七条第三 えるものとする。 は 第 用する。 出 願、 九十四 項 ح 商 あ 請 標 ۲ る こ 求 法 項 第四 の そ 条 の 及 び 場 (手 同 は の +法 合 他 四 第 に 商 第 商 続 条 + 標 お 標 兀 第 兀 法 登 の 項 l١

四 条第二 項 の 規 定 に ょ る 登録 料又は同 法 第 四十 条の二第二

項 の 規 定に ょ IJ 更 新 登 録 の 申 請と同 時 12 納 付 すべ ŧ 登録 料 商

標 四十三条第 項 又は第二項の規定により 納 付 す き割

法第十八条の二

料 を 含 む を 納 付しないとき。

第 五条の二第一項各号に該当するものを除く と読み替 え

る も のとす る。 第一

項

中

できな

l

も

<u></u>

とあるのは

で

き

ない

ŧ

の

商標

登

録

第三項 か 5 第 六項 ま い で 略

7 特 許法第 百 九 + 五 条 の 四 行 政 不服審 查 法 に ょ る 不 服 申 立 τ

の 制 限) の 規 定は、 こ の 法律 の 規定による 查定、 補 正の却下 の

決定、 取消決定又は審決及び登録異議申立 書又は審判若しく は

再 審 の 請 求 書の 却下 の 決定並びにこの法 律 の 規定 に より不服 を

申 立てることが で ŧ ないこととされ τ い る 処 分 に 準 用 する。

τ

١J

る

処

分

に

準

用

, する。

詐 欺 の 行 為 の 罪

以 登 権 第 七 若しく は 防 護 標 は、 章 の 登録 行 Ξ 為 年 に に 以 基 ょ づ IJ 下 < 商 の 懲 権 標 役 利 登 録、 又 の は三百 存 続期 防 護 万 間 標 円 章 の 以 更 登 新 録 ` 下 登 の 罰 録 商

金 又 標

に

は

権

ての決定又は に に 基づく より商標 権 利の 登 審決 録、 存 を 受

続

期

更

登

録 商 標

け 間

た の 章

者

は、 新 録 、

三年

処する。

防

護

標

登

第

七

九

詐

欺 の

の 罪

詐

欺

行

為

若

しく

は 条 の

防

護

標章

登 行

録 為

下 録

の 異

懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

議の

申立てについ

第 三項 か 5 第 六 項 ま で 略

7 査定、 法 の 律 制 特 限) の 許 規定により 審決及び 法 の規定 第 百 九 は、 審 + 不服 判又は 五 ت 条 を の の 申 再 法 兀 審 U 律 行 立 の の τ 請 規 政 ることができないこととされ 求 定 不 書 に 服 の よる補正 審 却 查 法 下 の に 決定並び の却下の決定、 ょ る不 服 にこの 申 立 て

+ 決 九 を 受 条 け た 詐 者 欺

第 八 偽 + 証 等 条 第 項 略

2 定 又 前 は 項 審 の 罪 決 が を 犯 確 定 U す た る 者 前 が に 事 件 自 白 の U 登録異議 たときは、 の 申 立てについての決 その刑を減軽し、

又 は 免除 す ること が で き

 $\overline{\phantom{a}}$ 両 罰 規 定

第 八 条 法 人の代 表 者又は法人若しく は人の代理 使 用 人

そ の 他 の 従 業 者 が、 そ の 法人又は 人の業 務 に 関 ŕ 次の各号に

げ うる規定 の 違 反 行 為 をしたときは、 行 為 者 を罰 す るほ か、 そ

本 条 の罰金刑を科 す る

の

法

人に対して当

該各号で定める罰金刑

を

そ の

人に対して

各

条 億五千万円以下の罰 金 刑

第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

過 料

第 八 十三条 第 四十 三条の八(第六十八条第四 項 に お ١J て 準 用 す

る 場 合を 含 む。 若 しくは第五十六条第一 項 第 六 + 八 条 第 兀

六 項 +に お 八 条 しり 第 τ 準 五 用 項 に す る ١١ 場 合を含 て 準 用する む )にお 場合を含 ١J む。 ヾ 第 に 六 + お L١ 条 て 準 用 第

す る 特 許 法 第 百 七 + お 兀 条第三項に おい て、 第六十二条第 項

る

特

許

法

第百

七十

四条

第三

項に

お

l١

て、

第六十二条第一

項

第

の 罪

偽 証 等 の 罪

第 八 + 条 第 項 略

2 前 項 の 罪 を 犯 U た者が 事 件の査定又は 審決 が 確 定 する

白し

た

ときは、

そ

の

刑

を

減

軽

ŕ

又は免除することが

で

きる。

前

に

自

両 罰 規 定)

第 八十二条 法 人の 代表者又は法人若しくは人の代理人、

使

用

人

そ の 他 の 従業 者 が、 そ の 法 人又は 人の 業務 に 関 第七十

から第八十条までの違反行 為 を U た ع きは、 行為者を罰する

か、 その法人又は人に対し、 各 本 条 の 罰 金刑 を 科 する。

過 料

第 八十三条 第十六条の八(第六十八条第二項 に お ١J τ 準 用 す る

に 場 お 合 ١J を 含む。 て準用 す る 若しくは第五十六条第 場 合 を 含 む に おい 項 ζ へ 第 第 六十 六 + 八 条 条 第 第 兀 六 項

+ 八 条 第 五 項 に お しし τ 準 用 す 、 る 場 合 を 含む。 に お l١ τ 準 用 す

条第二 十万 特許 又はその τ 項 用 六十八条 準 す 円 法第 用する 第 る意匠 六十 以 項 又 百 下 嘱 は 同 第 の 五 八 法 託 条第 法第五十八条第三項 第 五 第三百三十六条 + 五 過 を 項 受 料 に け 条 五 + に 処 た に 項 八 お でする。 裁 お に 条 いて準用する場合を含む。 判所 おい いて準用 第二項において、 の に τ 準 対 規定によ 気におい す る 民 L 用する 虚 偽 ヾ IJ 事 場 の 又は第六十二条第二 訴 合を含 陳 宣 それぞ 誓し 訟法 述 を しに 第二 む。 U た たと 者 れ  $\cup$ 百六 が 準 お きは 特許 · 用 す に しし + τ お 庁 七 る l١ 準

#### 附則

#### ļ:

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

#### (書換)

2 第二条 ない 以下「 び役務の区分に従つて、その商標権の指定商品の書換の登録 の提出の日に て 商標権を有する商標権者は、 特 商標権の範囲及び書換登録の申請の受付を開始する日(次 許庁長官は、 前項の規定により指定商品の書換登録を受けなければなら 書換登録」 平成四年三月三十一日までにされた商標登録出願に係る 効力を有する第六条第二項の政令で定める商品及 書換登録の申請及びその審査の状況を勘案し という。 を受けなければならない。 申請により、 次条第一項の申請書

> 第二項 準 用 す る はそ 許法 六十八条第五項 第 六十八条第 意 の 第 する同法第五十八条第三 百五 嘱 又は第三百三十 匠法第五十 託 + を受け に 条にお 五 た裁 · 八 条 項 おいて準用する場合を含む。)にお に 第二 判 六 ١١ お 所 条 τ l١ 項 の 準 て に 項に に 用 準 対 規 U 定 す 用 お に る お す l١ 虚 より ζ る 偽 民 いて、それぞれ準 事 場合を の 陳述 宣誓した )訴訟法 又は第六十二条 を 含 む し 第二百 者が たと 六十 ١J き 特 用 に 許庁又 第二 は て す お る 七 しし 準 用 特 項 条 て

#### 附則

万 円

以

下の過

料

に

処する。

こ の 法 律 の 施 行 期 日 ば、 別 に 法 律 で 定 んめる。

する。条第二項において「受付開始日」という。)を指定するものと

(書換登録の申請)

ならない。申請書に必要な説明書を添付して特許庁長官に提出しなければ第三条 書換登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- || 商標登録の登録番号
- 定する商品及び役務の区分三の書換登録を受けようとする指定商品並びに前条第一項に規
- 日後一年までの間にしなければならない。期間満了日」という。)から起算して前六月から存続期間満了以後最初に到来する商標権の存続期間の満了の日(以下「存続2」書換登録の申請は、受付開始日から起算して六月に達する日
- 経過後六月以内にその申請をすることができる。た日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間のきないときは、同項の規定にかかわらず、その理由のなくなつい理由により前項に規定する期間内にその申請をすることができな 書換登録の申請をすべき者がその責めに帰することができな

第四条 書換登録の申請は、その申請に係る商標権の指定商品の

商品及び役務の区分に従つてしなければならない。範囲を実質的に超えないように、附則第二条第一項に規定する

れらの者の承諾を得なければならない。許法第九十七条第一項(放棄)に規定する者があるときは、こ2 書換登録の申請をする者は、第三十五条において準用する特

(審査官による審査)

第五条 特許庁長官は、審査官に書換登録の申請を審査させなけ

(拒絶の査定)

ればならない。

らない。
きは、その申請について拒絶をすべき旨の査定をしなければな第六条 審査官は、書換登録の申請が次の各号の一に該当すると

いないとき。 | 一 その申請が、附則第四条第一項に規定する要件を満たして

二 その申請をした者が当該商標権者でないとき。

(拒絶理由の通知)

の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければなら、書換登録の申請をした者に対し、拒絶の理由を通知し、相当第七条(審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは

ない。

(書換登録の査定)

| ないときは、書換登録をすべき旨の査定をしなければならない第八条 審査官は、書換登録の申請について拒絶の理由を発見し

(特許法の準用)

- (訴訟との関係)の規定は、書換登録の申請の審査に準用する(審査官の除斥)、第五十二条(査定の方式)及び第五十四条第九条(特許法第四十七条第二項(審査官の資格)、第四十八条

(指定商品の範囲)

て定めなければならない。第十条の書換登録後の指定商品の範囲は、申請書の記載に基づい

(商標権の消滅)

が確定した場合、附則第十四条第一項の審判において書換登録、書換登録の申請について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決は第三項に規定する期間内に書換登録の申請をしなかつた場合第十一条、書換登録の申請をすべき者が附則第三条第二項若しく

の満了の日に消滅する。には、その商標権は、存続期間満了日の後に到来する存続期間八条の二第一項の規定により書換登録の申請が却下された場合二項において準用する特許法第十八条第一項若しくは同法第十二項において準用する特許法第十八条第一項若しくは同法第十

#### (書換登録)

第十二条 書換は、登録によりその効力を生ずる。

換えた旨の登録をする。2 附則第八条の査定があつたときは、商標権の指定商品を書き

4 第二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に

掲載しなければならない。

申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 商標登録の登録番号

三 書換登録前の指定商品及び商品の区分

四 書換登録後の指定商品並びに商品及び役務の区分

五 商標登録出願の年月日

六 書換登録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(商標に関する規定の準用)

ずべき旨の査定を受けた場合に準用する。第十三条の第四十四条の規定は、書換登録の申請について拒絶を

(書換登録の無効の審判)

ついては、指定商品ごとに請求することができる。この場合において、書換登録に係る指定商品が二以上のものに登録を無効にすることについて審判を請求することができる。第十四条の書換登録が次の各号の一に該当するときは、その書換

的に超えてされたとき。一その書換登録が申請に係る商標権の指定商品の範囲を実質

することができない。2 前項の審判は、書換登録の日から五年を経過した後は、請求2

判に準用する。 3 第四十六条第二項及び第三項の規定は、書換登録の無効の審

第十五条 書換登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、

書換登録はされなかつたものとみなす。

(拒絶査定に対する審判における特則)

第十六条 第四十四条第一項の審判において査定の理由と異なる拒絶の理 由を発見した場合に準用する。 附則第七条の規定は、 附則第十三条において準用する

## (特許法の準用)

第十七条 第百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手 第四項、 第一項」と読み替えるものとする。 とあるのは「商標法附則第十三条において準用する第四十四条 九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」 六十一条中「 項」とあるのは「商標法附則第十四条第一項」と、 九条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一 二条第一項、 十条第一項及び第二項、 から第百三十三条の二まで、第百三十四条第一項、 についての審判に準用する。この場合において、同法第百三十 一項及び第二項、 訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、 特許法第百三十一条第一項及び第二項、 第百三十五条から第百五十四条まで、 第百二十一条第一項」とあり、 第百四十五条第一項、 第百五十六条から第百五十八条まで、第百六 第百六十一条並びに第百六十七条から 第百六十七条及び第百六十 及び同法第百六十 第百五十五条第 第百三十二条 特許法第百 第三項及び 書換登録

2 附則第十四条第一項の審判に準用する。 特許法第百五十五条第三項(審判の請求の取下げ)の規定は

# (再審の規定の準用)

「いての確定審決があつた場合に準用する。 第十八条 第五十七条から第六十条までの規定は、書換登録につ

# (審判の規定の準用)

『「る第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する第十九条」附則第十六条の規定は、附則第十三条において準用す

## (特許法の準用)

## (意匠法の準用)

の確定審決に対する再審に準用する。定は、附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判第二十一条(意匠法第五十八条第二項(審判の規定の準用)の規

# (審決等に対する訴え)

東京高等裁判所の専属管轄とする。ついての審判又は再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、第二十二条 書換登録についての審決に対する訴え、書換登録に

2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及2 特許法第百七十八条第二項から第六項まで(被告適格、出訴の通知のようにを対したの取消し及び裁判の正本の送付)の規定は、前の訴えに準用する。この場合において、同法第百七十九条中で、第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項」とある。

#### (防護標章)

までの規定は、防護標章に準用する。第二十三条 附則第二条から前条まで及び次条から附則第三十条

### (手続の補正)

その補正をすることができる。者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、第二十四条 書換登録の申請その他書換登録に関する手続をした

# ( 指定商品が二以上の商標権についての特則)

## (商標原簿への登録)

務の区分は、特許庁に備える商標原簿に登録する。第二十六条の書き換えられた後の指定商品並びにその商品及び役

。| 2 第七十一条第二項及び第三項の規定は、書換登録に準用する

## (特許法の準用)

法第百七十三条第一項」と読み替えるものとする。 第四十四条第一項又は同法附則第二十条において準用する特許第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する定は、書換登録に関する期間及び期日に準用する。この場合に第二十七条 特許法第三条から第五条まで(期間及び期日)の規

、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第2)特許法第六条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項

する第四十四条第一項」と読み替えるものとする。「条第一項」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用る。この場合において、同法第九条及び第十四条中「第百二十百九十四条(手続)の規定は、書換登録に関する手続に準用す

## (詐欺の行為の罪)

る。を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す第二十八条。詐欺の行為により書換登録又は書換登録に係る審決

#### (両罰規定)

し、同条の罰金刑を科する。行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人

#### ( 過 料 )

第二百六十七条第二項又は同法第三百三十六条の規定により宣ぞれ準用する特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法|条において準用する意匠法第五十八条第二項において、それ準用する特許法第百七十四条第三項において、又は附則第二十第三十条 附則第十七条第一項において、附則第二十条において

# 述をしたときは、十万円以下の過料に処する。 誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳

# 別表 (第七十六条関係)

商標登録出願をする者

納付しなければならない者

一件につき三千円に	- f: 1 7 7	一件につき三万円	三万円を加えた額円に一の区分につき	一件につき一万二千五千円を加えた額	一の区分につき一万一件につき六千円に	金額
五	四		∃		-	
審判又は再審への参加を申請する	審判又は再審を請求する者	。)の規定により判定を求める者三項において準用する場合を含む	第二十八条第一項(第六十八条第登録異議の申立てをする者	録の出願をする者に基づく権利の存続期間の更新登	又は商標権若しくは防護標章登録商標登録出願、防護標章登録出願	納付しなければならない者
一件につき五万五千	円件につき五万五千	- f I : = D 7	一件につき四万円一件につき一万千円	四万三千円)	(連合商標の商標登一件につき二万千円	金額

 $\equiv$ 

防護標章登録出願又は防護標章登

録に基づく権利の存続期間の更新

四

三項において準用する場合を含む 第二十八条第一項(第六十八条第

)の規定により判定を求める者

五

登録異議の申立てをする者

 $\equiv$ 

商標権の分割を申請する者

登録の出願をする者

# 別表 (第七十六条関係)

┖				
	円件につき五万五千	番判又は再審への参加を申請する	N	
	四万円を加えた額			
	円に一の区分につき一万五千	審判又は再審を請求する者	ㅂ	
	一件につき一万千円	への参加を申請する者登録異議の申立てについての審理	爿	
L	円を加えた額			

者

円